



第1章 計画の基本事項



第1章 計画の基本事項

1 計画改定の背景と目的

一宮市では、2009（平成21）年に緑とオープンスペース[※]の整備・保全に関する取組みを推進するための総合的な計画として「一宮市緑の基本計画[※]」を策定し、市民・民間事業者等・行政が連携しながら、緑のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、本計画の策定から約10年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行及びそれに伴う財源の縮減、地球温暖化[※]やヒートアイランド現象[※]をはじめとする地球環境問題の深刻化、多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり、経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズ、多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換など、緑を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

こうした緑を取り巻く社会環境が変化する中、2017（平成29）年5月には、緑とオープンスペースの効果的な整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法[※]や都市公園法[※]、生産緑地法などの緑に関する法律が改正されました。また、近年では、都市の緑が持つ多様な機能を「都市のため、地域のため、市民のため」に活用する「グリーンインフラ[※]」の取組みが進められており、一宮市においても、持続可能で緑豊かなまちづくりの実現に向けた取組みの推進が求められています。

そこで、次の世代へ一宮市の緑を継承するための指針として、2020（令和2）年6月に「一宮市緑の基本計画（以下「本計画」という。）」を改定しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした人々の生活様式の変化や、気候変動[※]対策、生物多様性の確保など、社会情勢がその後も変化し続けています。また、一宮市においては、緑豊かな都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑化条例」という。）」を2023（令和5）年4月施行しました。

そのような状況のもと、本計画の推進状況を把握するため、2024（令和6）年に中間評価を行いました。この中間評価の結果及び社会情勢の変化を踏まえ、施策や事業の見直し、及び新たな事業を追加し、質の高い、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、本計画を改定します。

一宮市緑の基本計画（前計画）（計画期間：2009.4～2021.3）

【改定の背景】

■計画策定後の約10年間における緑を取り巻く社会環境の変化

- ①人口減少・少子高齢化の進行及びそれに伴う財源の縮減
- ②地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとする地球環境問題の深刻化⇒気候変動対策
- ③多発する自然災害に対する防災意識・防災対策の重要性の高まり⇒都市のレジリエンス[※]の向上
- ④経済的豊かさから精神的豊かさへの転換により多様化するニーズ⇒Well-being[※]の向上
- ⑤多様な種が共存する持続可能な都市づくりへの転換⇒人と自然との共生・生物多様性の確保

■社会環境の変化に対応するために国が進めている取組みとの整合

- ①都市緑地法・都市公園法・生産緑地法などの緑に関する法律の改正
- ②都市の緑が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の推進⇒グリーンインフラの実装
- ③持続可能な都市経営の実現に向けた多拠点ネットワーク型のコンパクトな都市づくりへの転換
- ④人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を目指す

【改定の目的】

■次の世代へ一宮市の緑を継承するための指針づくり

- ①都市公園や木曽川沿川の河川緑地、社寺林や田畑などの緑のストックの保全・活用
- ②市民・民間事業者等の多様な主体との連携による緑地空間の創出・利用
- ③市民等が緑に親しみ、守り、育てる緑化意識の高揚による都市と暮らしの質の向上
- ④子どもの遊び場、子育て世帯の交流の場の確保及び地域ニーズを踏まえた公園の再編
- ⑤居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

一宮市緑の基本計画（改定版）（計画期間：2020.4～2031.3）

【2025（令和7）年6月部分改定】

図 計画改定の背景と目的

2

緑の基本計画とは

2-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される法定計画（市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）であり、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」などの事項を示すとともに、2017（平成29）年5月に改正された都市緑地法において新たに規定された「都市公園※の整備・管理の方針」や「都市農地の保全」に関する事項を示した、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

2-2 計画における緑とその役割

（1）本計画における“緑”とは

本計画における“緑”とは、公園や緑地、植樹帯（街路樹）、広場などのオープンスペースの他、河川やため池などの水辺空間、学校や市役所などの公共公益施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体とします。



大野極楽寺公園



木曽川の河畔林



真清田神社と社寺林

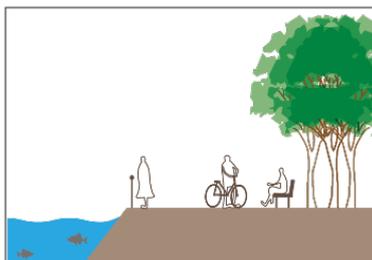


都市近郊に広がる農地

図 本計画における緑

（2）緑が果たす“役割”とは

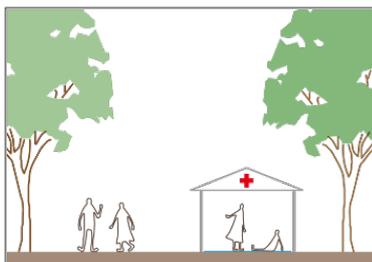
都市における緑が果たす“役割”は主に、環境の保全や改善、美しく魅力的な景観の形成、まちの防災機能の向上、まちなぎわいやレクリエーションの場の創出などがあり、私たちの生活の質（QOL：Quality of Life）の向上を図る上で、欠かすことの出来ないものです。



環境の保全や改善



美しく魅力的な景観の形成



まちの防災機能の向上



まちなぎわいや
レクリエーションの場の創出

図 緑が果たす主な役割

3 計画の位置づけ

本計画は、持続可能な都市づくりへの転換をはじめ、環境問題や防災対策、さらには多様化するニーズやライフスタイルなどの現在の社会情勢を踏まえながら、一宮市における今後の緑のまちづくりについて、「第7次一宮市総合計画」や「一宮市都市計画マスタープラン※」などの上位計画、愛知県の緑づくりの指針となる「愛知県広域緑地計画」との整合を取り、まとめたものです。

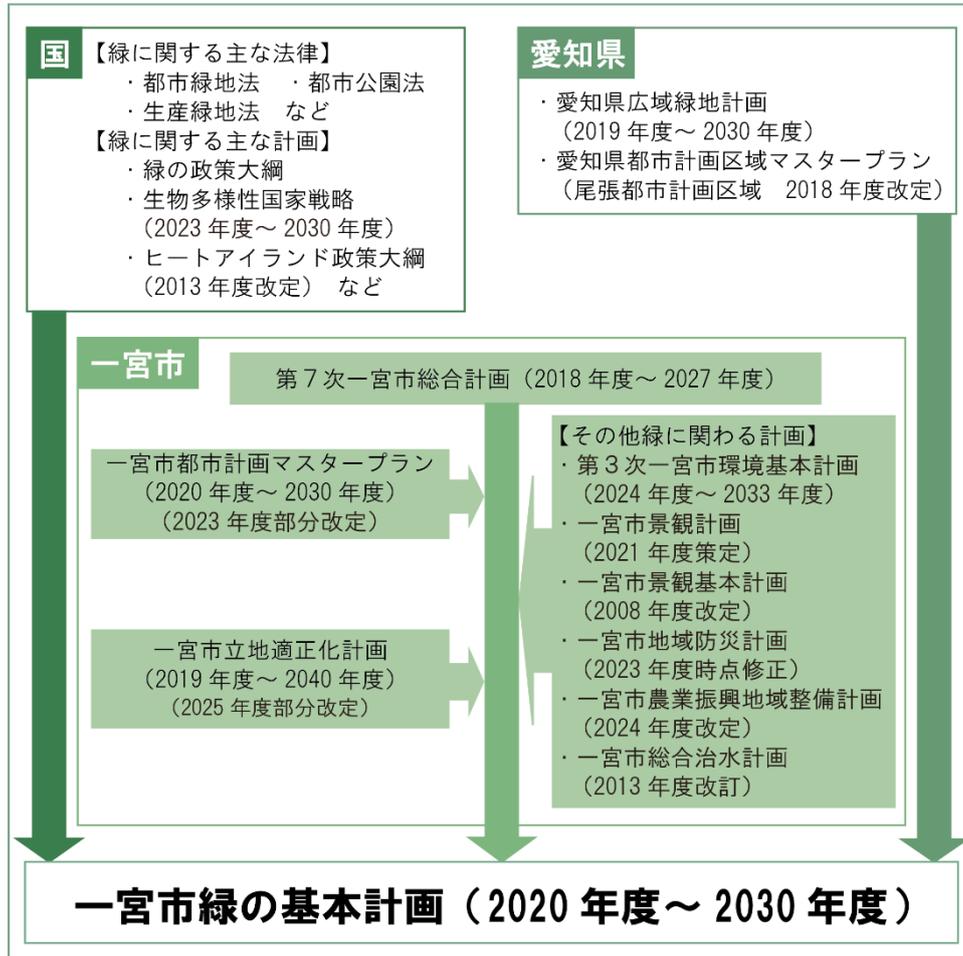


図 計画の位置づけ

〈参考〉 一宮市民憲章

■前文

わたしたちのまち一宮市は、木曾の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

■本文

1. いのちを大切に、だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。
1. ちきゅうを愛し、自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。
1. のびやかに青少年が育ち、個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。
1. みどり豊かなふるさとを守り、活力ある産業のまちをつくります。
1. やさしさと思いやりに満ち、夢と希望があふれるまちをつくります。

4 計画のフレーム

4-1 計画期間

持続可能で緑豊かなまちづくりを進める上では、一宮市のまちづくりの指針となる「一宮市都市計画マスタープラン」と整合を取りながら、施策を推進していく必要があることから、計画期間を2020（令和2）年度から概ね10年間に設定します。

表 計画期間

緑のまちづくりの計画期間（年度）														
2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
第7次一宮市総合計画（2018年度～2027年度）														
			一宮市都市計画マスタープラン（2020年度～2030年度）											
第2次一宮市環境基本計画（2014年度～2023年度）							第3次一宮市環境基本計画（2024年度～2033年度）							
一宮市緑の基本計画（前計画）（2009年度～2020年度）														
一宮市緑の基本計画（2020年度から概ね10年間） 【2025年6月部分改定】														

4-2 対象区域

本計画の対象区域は、一宮市全域（面積：113.82km²）とします。

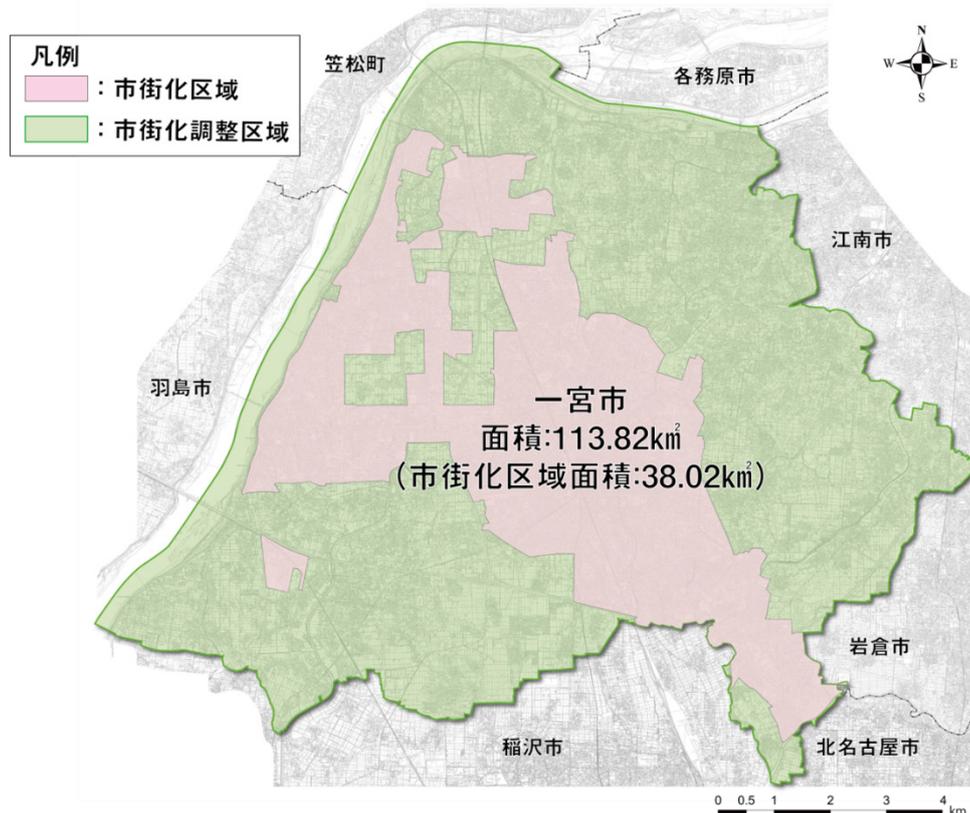


図 対象区域

5 社会情勢の変化

2025（令和7）年6月の部分改定にあたって、以下の社会情勢の変化を踏まえています。

（1）脱炭素社会※の実現

■カーボンニュートラル※の宣言

○環境に対する意識が世界的に高まっていくなかで、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、2022（令和4）年度に「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言しました。

■「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことが重要です。

いちのみやゼロカーボンシティ宣言

わたしたちのまち一宮市には、木曾川をはじめいくつもの河川があり、豊かな水辺環境を形成するとともに、社寺や農地などに緑地が散在しています。これらの自然環境は、木曾の清流と豊かな濃尾平野によってはぐまれたものであり、先人のたゆまぬ努力によって維持されてきました。

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、猛暑や大型台風など、私たちがこれまで経験したことのない異常気象によって災害が激甚化し、各地で大きな被害をもたらしています。地球温暖化の主な要因は、CO₂（二酸化炭素）をはじめとした温室効果ガスの増加であると考えられます。

2015年に合意された「パリ協定」では、「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求する」ことが国際的な目標とされました。また、我が国においても、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

環境に対する意識が世界的に高まっていく中で、私たち一人ひとりが今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、将来にわたって一宮市の豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。

そこで、一宮市は「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことを決意し、「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言いたします。

2023（令和5）年2月27日

一宮市長 中野 正康

■世界首長誓約への署名

○2024（令和6）年9月26日に一宮市長が、全国では49番目、愛知県では8番目に「世界首長誓約」に署名を行いました。

「世界首長誓約」とは正式名称を「世界気候エネルギー首長誓約」と言い、以下の3つに取り組むことで、持続可能で強靱な地域づくりを目指し、同時にパリ協定目標の達成に地域から貢献するために、自治体首長自らが「世界首長誓約」に署名するものです。

- 持続可能なエネルギーの推進
- 温室効果ガスの大幅削減
- 気候変動の影響への適応に関する取組み

(2) 人と自然との共生

■30by30[※]（サーティ・バイ・サーティ）

- 2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、地球の陸・海それぞれの30%以上を健全な生態系[※]として効果的に保全しようとする目標です。2022（令和4）年12月、カナダ・モントリオールにて開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に記載されました。
- 30by30目標を達成するためには、現状の保護地域（陸域20.5%、海域13.3%）の新規指定・拡張を進めていくとともに、企業有林や里地里山、社寺林など民間によって保全されてきた保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を維持保全し、加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や開発跡地などにおける生物多様性の創出する活動を促進していきます。

(3) ニューノーマル[※]への適応

■ニューノーマルに対応した都市政策のあり方

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）し、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観も変化・多様化しています。



- 市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応えるべく、「人間中心・市民目線のまちづくりを深化」させることやニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する「機動的なまちづくりを実現」することが重要です。
- 地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット[※]）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要です。

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
（機動的なまちづくりの実現）

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

 職住遊の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり

 空き家をコワーキングスペースにするなど都市アセットのリノベーション

 街路⇄オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

（イメージ）



スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

出典：国土交通省「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」中間とりまとめ

(4) グリーンインフラの実装

■グリーンインフラ推進戦略 2023

○国土交通省では、**ネイチャーポジティブ**^{*1}等の世界的潮流を踏まえ、官と民が両輪となり、**グリーンインフラ**^{*2}をあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することを目指し、新たに「**グリーンインフラ推進戦略 2023**」（国土交通省総合政策局環境政策課）を2023（令和5）年9月8日に策定しています。

※1）ネイチャーポジティブとは日本語訳「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。

※2）グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

○2023（令和5）年10月には、「**グリーンインフラ実践ガイド**」（国土交通省総合政策局環境政策課）を公表しました。グリーンインフラの実装を加速していくため、グリーンインフラの基本的な考え方や事業のプロセスなどを掲載しています。

○2024（令和6）年5月24日には、**令和6年度版「グリーンインフラ支援制度集**」（国土交通省総合政策局環境政策課）を公表しました。

■緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）

○2024（令和6）年6月に「**緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）**」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）が策定され、都市公園の新たな価値創造や社会的課題解決に向けたまちづくりの場として、グリーンインフラの保全・利活用を掲げ、以下の方向性を示しています。

■緑の基本計画に、都市公園の整備及び管理の方針を記載し、都市のグリーンインフラとして戦略的に公園の緑を整備・保全・育成する

■公園を都市の貴重な環境基盤として捉え、緑の基本計画や広域緑地計画等に基づき地域課題やそれに応じた目標を設定し、雨水貯留・浸透機能の維持・向上、生物生息空間の保全・創出、賑わい創出等に向け多機能性を保全・利活用する

(5) 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出の推進

■ウォーカブル推進都市

○一宮市は、2019（令和元）年8月26日に「ウォーカブル推進都市」に登録し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、2021（令和3）年からシンボルロードである銀座通りと本町通り、その周辺の広場や公園などを活用する社会実験を行っています。



■居心地が良く、歩きたくなるまちなかの創出を目指し、道路、駅前広場等の公共空間を活用するなど、地域が主体となる多くの魅力ある多様な取組みにより、民と官の多様な連携・共鳴による可能性豊かなまちづくりを進めることが重要です。

6 緑に関する法律の改正等

2017（平成29）年5月に改正された都市緑地法、都市公園法、生産緑地法の緑に関する法律では、「民間活力を最大限に活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する」ことを目標としており、一宮市においてもこの目標の実現に向けて、緑に関するさまざまな取組みを推進していく必要があります。

都市緑地法等の一部を改正する法律 [2017(平成29)年5月12日公布]

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<改正のポイント> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設定管理制度の創設 ☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置	<改正のポイント> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充	<改正のポイント> ☆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）
地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 【都市緑地法等】		
<改正のポイント> ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み		

図 [2017年] 都市緑地法等改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律」（概要））

さらに、2024（令和6）年5月には、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being（幸福度）の向上等の課題解決などに向けて、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新などに取組むことを目指し、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。

都市緑地法等の一部を改正する法律 [2024(令和6)年5月29日公布]

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。

- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
 - ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
 - ・都市計画における緑地の位置付けの向上
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
 - ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
 - ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

特別緑地保全地区の例（京都市）
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
 - ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

都市再開発における緑地空間の創出の例（千代田区 大手町）

図 [2024年] 都市緑地法等改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律について」）

6-1 都市緑地法

都市緑地法の改正のポイントを以下に示します。

■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」）

1) 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充（法第69条）

概要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことには限界があります。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がっており、このような民間主体を公的に位置づけ、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。

みどり法人制度の拡充

○改正概要

	現行	改正
名称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・ その他の非営利法人 (例:認可地縁団体) ・ 都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社 (例:まちづくり会社)

○みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全等

○指定状況

(平成29年3月現在)

都道府県	市区町村	名称
東京都		公益財団法人 東京都公園協会
	世田谷区	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
神奈川県		公益財団法人 神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋市みどりの協会
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
計		5法人

※ 都道府県知事から指定を受けている緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなすこととなる

＜みどり法人による緑地の設置・管理イメージ＞



2) 市民緑地認定制度*の創設（法第60条）

概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域があります。
- 財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備することには、限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。
- そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

市民緑地認定制度の創設

概要

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

- 対象区域
緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体
民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

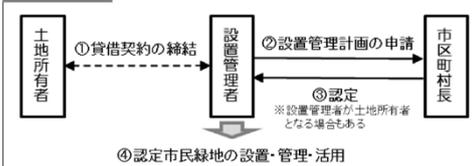
- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積
300m²以上
- 緑化率
20%以上
- 設置管理期間
5年以上

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減** [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]
※平成31年3月31日までの時限措置

予算 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助** (1/3負担)
【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



認定市民緑地のイメージ

■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント (出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

2) 市民緑地認定制度の創設 (法第60条)

【空き地を活用した緑地の創出イメージ】

＜郊外部における空き地を活用した緑地の創出事例＞

ふうせん広場	花と緑の広場	今宿コミュニティガーデン
NPO法人 balloon 所在地:千葉県柏市 土地所有者:個人 面積:500m ²	NPO法人 花と緑の広場 所在地:東京都三鷹市 土地所有者:企業 面積:6,900m ²	今宿コミュニティガーデン友の会 所在地:神奈川県横浜市 土地所有者:横浜市 面積:600m ²
整備前:個人所有の空き地	整備前:ゴルフ場跡地	整備前:公共未利用地 ※本制度において公共用地は想定されない
 <p>[整備前]</p>	 <p>[整備前]</p>	 <p>[整備前]</p>
整備後:地域住民のイベント広場として活用	整備後:花畑・広場として活用	整備後:地域住民のイベント・植えつけ体験等の場として活用
 <p>[整備後]</p>	 <p>[整備後]</p>	 <p>[整備後]</p>

【市民緑地の管理・運営イメージ】



企業が管理する子どもの遊び場



NPO法人による地域活性化のためのイベント広場



市民団体が活用するガーデニング講習フィールド



企業の管理する緑地における自然観察会



NPO法人による農作業体験

■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント (出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

3) 緑化地域[※]制度の改正 (法第34条)

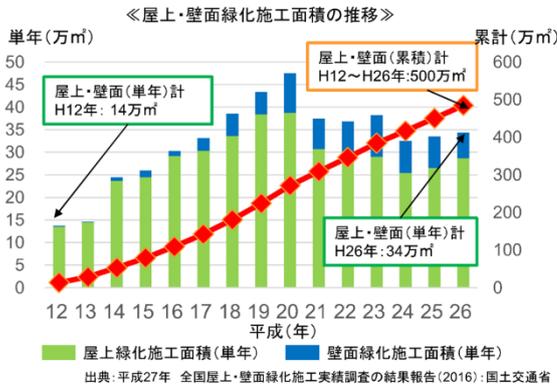
概要

- 都市部における緑化が未だ十分ではない中、商業地域等の敷地内空地が少ない地域における緑化推進が課題となっています。
- 現行の緑化地域制度においては、敷地内空地の緑化を主としていたため、建ぺい率が高い地区等では、低率で設定をしていました。
- 一方、近年、緑化技術の進展により壁面緑化や屋上緑化の取組みが普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準を見直し、都市における緑化をより一層推進します。

【緑化地域制度改正の背景】

屋上・壁面緑化の普及

- 屋上・壁面緑化の1年当たり施工面積(フロー面積)は平成12年の約14万㎡から平成26年の約34万㎡と15年間で20万㎡増加。
- 平成12年～26年の間の累計施工面積(ストック面積)は約500万㎡。

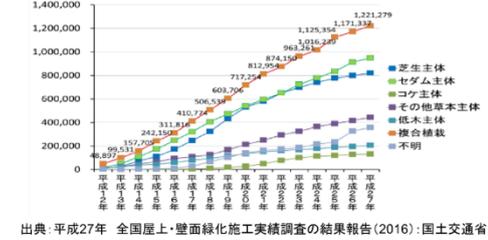


屋上・壁面緑化技術の進展

- 単一植栽による緑化に比べ、複合植栽による緑化面積が増加傾向にあるように、屋上緑化・壁面緑化に求められる、施工性の改善や資材の軽量化、維持管理性能の改善など、様々な技術開発が進んでいる。



《屋上緑化施工累計面積の推移(植栽タイプ別)》



緑化地域制度の課題 (導入自治体ヒアリングより)

- ・建ぺい率80%超の地域においても緑化地域制度を活用したい。その際、地上部や屋上で緑化施設を整備することが困難なので、壁面でもっと計上できるとよい。
- ・条例では、維持管理義務を課すことができていない。緑化地域制度は、維持管理義務を課することができるのが大きなメリット。
- ・緑化地域は罰金があるが、緑化協議は指導のみであり、不公平感がある。
- ・緑化地域は違反対策パトロールを行っているが、緑化協議は協議終了後にパトロールする仕組みがないので、担保性が弱い。等

【緑化地域制度の概要】

【緑化地域制度】

- 緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度(建築基準関係規定)

- 対象区域 : 「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」
- 規制の対象 : 敷地面積が1,000㎡以上(条例で300㎡まで引き下げ可能)の建築物の新築・増築
- 規制の内容 : 建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け(建築の完了検査の対象)

緑化地域制度の改正

- 緑化率の最低限度の基準について、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能とする。

【計算例】建ぺい率80%の商業地域
 $緑化率 = 1 - (80\% + 10\%) = 10\%$
 義務付けは10%以下となり、緑化効果は限定的

- 【現行】「敷地面積の25%」又は「1 - (建ぺい率 + 10%)」のうち小さい数値

⇒【改正後】壁面・屋上緑化の普及も踏まえ、建ぺい率に関わらず「敷地面積の25%」とする。

緑化地域の指定状況

都市	面積 (ha)	緑化率の最低限度 (%)
世田谷区	5,700	5~25
横浜市	24,500	10
名古屋市	30,300	10~20
豊田市	200	5~15
合計	約61,000	—

緑化地域制度のイメージ



■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント (出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

4) 緑地の定義への農地の明記 (法第3条)

概要

○都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確(原則として含まれず、樹林地内に介する農地のみ含む解釈)でした。
 ○しかし、都市農業振興基本法・都市農業振興計画により、都市農地の位置づけが見直されたことを受けて、「緑地」の定義に農地が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度(緑の基本計画、特別緑地保全地区※制度等)の対象とすることとします。
 ○また、この改正により、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、都市緑地法の諸制度において「緑地」として積極的に位置づけ、保全・活用を図ることが可能となります。

【都市農業振興計画と緑地の定義】

現状

- 市街化区域内農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
- 生産緑地は、緑地機能のほか将来の公共施設用地としても評価し保全
- 主要な農業振興施策の対象外

状況の変化

- 食の安全意識、都市住民の農業に対する関心の高まり
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上(避難場所等としての役割)
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待

都市農業振興基本法の制定
(平成27年法律第14号)

基本法の政策課題

都市農業の多様な機能の発揮

- ・農産物を供給
- ・防災
- ・良好な景観の形成
- ・国土・環境の保全
- ・農業体験・交流の場
- ・農業に対する理解醸成



政策上の意義

- 都市農業の農家戸数・販売金額は全国の1割弱
→ **食料自給率の一翼**
- 「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す
→ **都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け**
- 民有緑地として適切に管理
→ **持続可能な都市経営**

新たな施策の方向性

- 担い手の確保
都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手を確保
・営農の意欲を有する者(新規就農者を含む)
・都市農業者と連携する食品関連事業者
・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等
- 土地の確保
・都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
・都市農地保全のマスタープランの充実等土地利用計画制度の在り方を検討
- 農業施策の本格展開
・保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換




東京都の新規就農者グループ「東京NEO-FARMERS!」
都市農地や農業用水を利用した防災訓練の様子(大阪府貝塚市)

「緑地」の定義

改正後の定義(赤字傍線部分を追加) 【都市緑地法第3条】

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

都市農業振興基本計画(抜粋)

はじめに
 ……これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを…「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となる。

第1 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針
 3 都市農業に対する農業政策上及び都市政策上の再評価
 (4) 都市政策における再評価
 都市政策上、都市農地を都市の貴重な緑地として、その保全についてより明確に位置付けることが必要となる。

「緑地」と定義されている形態	対応する農地利用
樹林地	竹林、梅林 茶畑 果樹園
草地	野菜畑 シバ 採草放牧地
水辺地	池沼
岩石地	レンコン、ジュンサイ
類する土地	湿地帯(水辺地) 水田(イネ、セリ、クワイ) ワサビ 砂丘(岩石地) ラッキョウ、メロン



樹林地(茶畑)



草地(野菜畑)



湿地(水田)

■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント (出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

5) 緑の基本計画の記載事項の追加 (法第4条)

概要	<p>○公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増しており、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっています。</p> <p>○そのため、緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進します。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【緑の基本計画の拡充】

緑の基本計画の拡充

○計画の法定記載事項(赤字傍線部を改正で追加)【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備**及び管理**の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤**生産緑地地区内の緑地の保全**
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区**及び生産緑地地区**以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

・地方公共団体は、都市公園の**管理**や**生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。**

- ➡ ・都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進
- ・生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進

【神奈川県藤沢市緑の基本計画】



なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、**官民連携の方針についても定めることが望ましい。**【運用指針4(4)④】

【計画に記載する管理方針の例】

<緑の基本計画へ記載する管理の方針例>

○公園の特性に応じた魅力の向上の方針

(例)
・市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づくマネジメントを行います。

○官民連携による公園の活性化の方針

(例)
・○○公園、○○公園など民間参加が見込めるポテンシャルの高い公園において、民間活力を活用した都市公園のリニューアル、にぎわいづくりを進めます。
・公園協議会を市内の○箇所公園に設置し、地域と連携して公園の魅力向上の取組を進めます。

○公園施設の適切なメンテナンスに関する方針

(例)
・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修を行います。
・公園の植栽や樹林が、景観や生物多様性など求められる役割を発揮できるよう、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。

○公園の再編や機能向上に関する方針

(例)
・人口減少等を踏まえ、地域と協働しながら、小規模公園の統廃合や機能の見直しを行い、地域のニーズの変化等に応じた都市公園のリニューアル、魅力の向上を進めます。

<管理の方針に即して行う都市公園の管理の例>

・花の名所づくりに向けた大規模花修景の実施とインバウンド誘致のための広報の展開
・イベントを積極的に誘致して賑わいを創出
・自然環境を保全し、環境教育に力を入れた管理の実施
など公園の特性に応じた管理運営の実施

・公募設置管理制度の活用による都市公園のリニューアル
・公園協議会において公園ごとのローカルルールを決め、地域住民等と連携して管理、利活用を推進

・計画的な公園施設の更新の実施
・都市公園の特性、樹木の特性に応じた植物管理の実施

・地域住民の合意を得ながら、都市公園の統廃合の実施
・魅力の低下している小規模公園について、周辺人口構成、利用者ニーズ等に基づいた機能分担の整理、再整備の実施

■ [2017年] 都市緑地法の改正のポイント (出典：国土交通省「都市緑地法改正のポイント」)

5) 緑の基本計画の記載事項の追加 (法第4条)

【都市における農地を計画的に保全するための方針の例】

都市における農地を計画的に保全するための方針の例

練馬区みどりの基本計画(抜粋)	世田谷区農地保全方針(抜粋)
<p>○農とのふれあいの系</p> <p>農地や屋敷林は、練馬のみどりの特徴であるため、農地・屋敷林・雑木林が一体となった郷土景観を保全し、まとまった農地をまちづくりの中に活かしながら、農とのふれあいを推進することが重要。</p>	<p>○農地保全重点地区の指定</p> <p>生産緑地及び宅地化農地、屋敷林が一体で存する地区を農地保全重点地区に指定する。農地保全重点地区は、次のいずれかに該当するエリアを中心とした7地区とする。</p>
<p>○農とのふれあいの系</p> <p>農とのふれあいの系</p>  <p>「農とのふれあいの系」の構成方針</p> <p>(1) 農と市民のふれあいの系を形成する (2) 農と屋敷林・雑木林の系を形成する (3) 農と生産緑地の系を形成する (4) 農と宅地化農地の系を形成する (5) 農と水辺の系を形成する</p>	<p>○農地保全重点地区</p>  <p>農地保全重点地区</p> <p>①北高山・輪田地区 ②村上野原地区 ③村上水地区 ④中野・深沢・等々力地区 ⑤多摩・宇安地区 ⑥稲沢地区 ⑦美田地区</p>

■ [2024年] 都市緑地法の改正のポイント

(出典：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律について」)

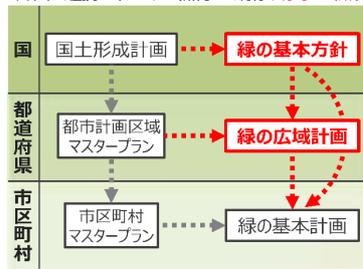
1) 国主導による戦略的な都市緑地の確保

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○都市における緑地の重要性や緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性が高まりを踏まえ、国が目標や官民の取組みの方向性を示す必要があります。 ○また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要があります。 ○そこで、緑の基本計画と連携した緑の基本方針（国土交通省）と広域計画（都道府県）を策定します。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。**
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。**

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



2) 都市計画における緑地の位置づけの向上

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要があります。 ○そこで、都市計画を定める際の基準に、「自然的環境の整備・保全の重要性」を位置づけ、都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱います。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3) 緑地の機能維持増進について位置づけ

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○特別緑地保全地区について、所有者の高齢化等や台風等の災害により緑地としての機能が十分に発揮されない状態が発生しています。 ○そこで、緑地の機能の維持増進を図るため、「機能維持増進事業」を位置づけ緑地の再生・整備の実施を推進します。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

概要

- **緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備**（皆伐・択伐等）を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。
- 特別緑地保全地区で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があつたものとみなす。 <予算>
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業
(皆伐・択伐等の緑地の再生・整備)
・10～20年に一度必要
・大径木の伐採を伴い専門技術が必要

維持管理
(低木の整理、下草刈り)
・毎年必要
・市民や企業と連携して実施

緑地の効用の発揮
・防災性・安全性の向上
・温室効果ガスの吸収促進
・生物生息環境の確保
・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）



H24 斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ H25 樹木の択伐（機能維持増進） R3 安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）



■ [2024年] 都市緑地法の改正のポイント

(出典：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律について」)

4) 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設

概要

- 特別緑地保全地区等の土地の買入れについて、財政的な制約や買入れ後の大規模な手入れに係るノウハウ不足が課題になっています。
- このため、地方公共団体による買入れが円滑に進まず、地区の新規指定自体も抑制的になっています。
- そこで、地方公共団体の緑地保全等の取組みを支援する都市緑化支援機構の指定や、都市開発資金の貸付け等による支援を行います。

概要

- 地方公共団体の緑地保全等の取組みを支援する公益団体を、国が都市緑化支援機構（仮称）として指定。
- 機構は、都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う。
- 機構が行う業務について、国が都市開発資金の貸付けにより支援。 <予算> <税制>

対象とする緑地のイメージ



緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発（神奈川県鎌倉市の特別緑地保全地区）

国指定法人のスキーム



地方公共団体が抱える課題

- 財政的制約
緑地管理に係るノウハウ不足
- 買入れが円滑に進まず
管理不全による緑地の荒廃
- 市民の理解を得にくく
地区の新規指定が抑制的

改正後

- 都道府県等の要請に基づき
機構が買入れ・管理を代行
- 迅速な買入れが可能に
専門技術による適切な管理
- 市民の緑地への理解の向上
地区の新規指定に意欲

5) 民間事業者等による緑地確保の取組みの認定制度の創設

概要

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、民間事業者における緑地整備等の取組みの推進を図ることが不可欠である一方、民間において、緑地確保の取組みは収益性が低いという認識が一般的で取組みが限定的であることが課題です。
- そこで、国が指針を策定し、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設し、良質な緑地の価値の「見える化」を進めます。

概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
- 民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設。
認定の審査に当たった調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。 <予算>

認定の対象となる取組のイメージ

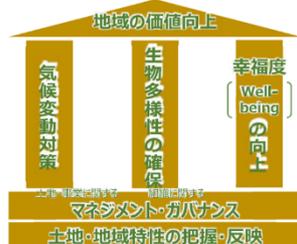
●再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業



●既存緑地の質の確保・向上に資する事業



認定に当たった評価の視点のイメージ



■ [2024 年] 都市緑地法の改正のポイント

(出典：国土交通省「都市緑地法の一部を改正する法律について」)

6) 都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

概要

- 都市の脱炭素化を促進するためには、大規模な都市開発事業における脱炭素化を進めることが重要であり、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援強化が求められています。
- そこで、都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国土交通大臣が認定する制度を創設し、認定事業の緑地・緑化施設の管理効率化に係る設備の導入費用等に対して金融支援を行います。

概要

- **都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国土交通大臣が認定**する制度を創設。
- 認定を受けた事業に対し、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ利用設備等（オフサイトにおいて整備するものを含む。）の導入費用等について、民間都市開発推進機構による**金融支援**を行う。〈予算〉

<環境負荷の低減に資する都市開発事例>

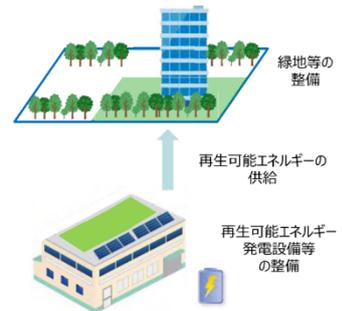
- **オフィス**
天神ビジネスセンター 2 期プロジェクト
(福岡市)
- ・太陽光発電設備の設置に加え、温室効果ガス排出抑制に配慮した建材・設備を積極的に採用
- ・屋外だけでなく吹抜け空間にも植栽を行う。



- **物流施設**
LOGIFRONT 尼崎 IV
(兵庫県尼崎市)
- ・屋根に高出力の太陽光発電設備を設置し、自家消費により施設の電力の大部分を賄う。



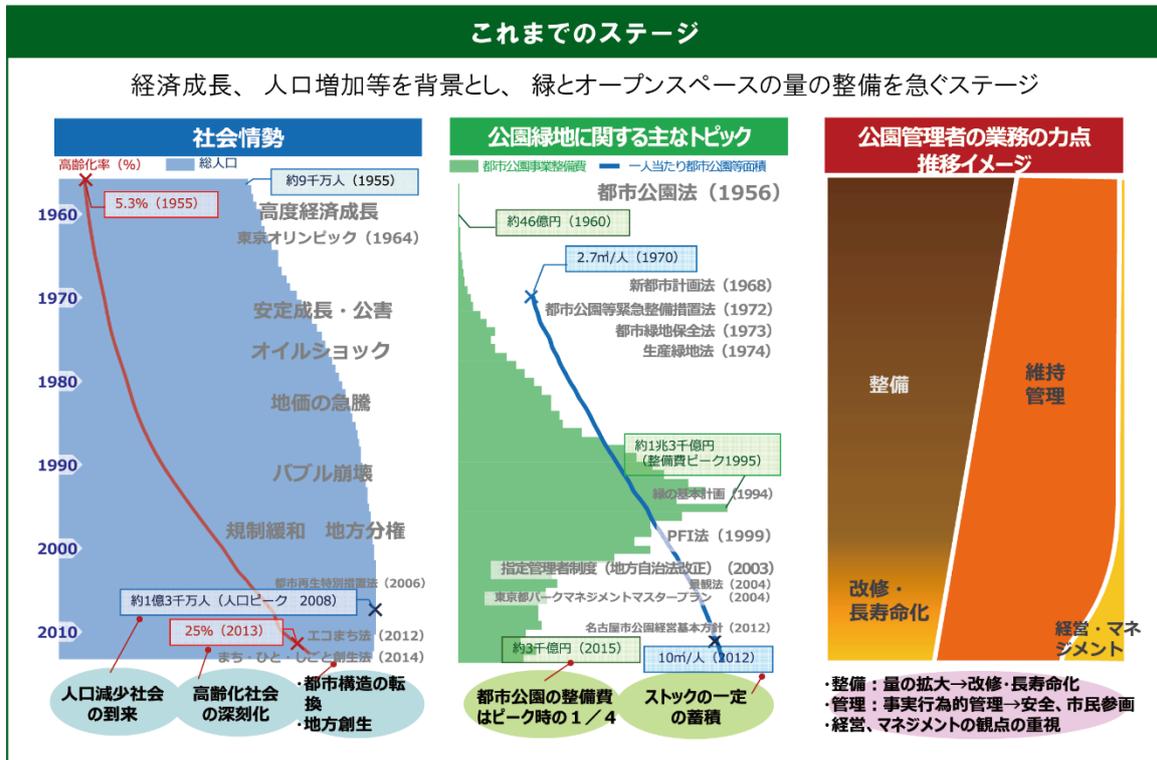
<オフサイトにおける取組のイメージ>



6-2 都市公園法

都市公園法については、近年の社会情勢の変化やこれまでの公園緑地行政の変遷より、緑の「量的」整備（創出・保全）を進めるステージから、緑の「質的」整備（活用・維持管理）を進めるステージに移行する必要があることから、都市公園の再生や活性化を推進するため改正されました。

以下に、都市公園法改正の背景、次頁以降に都市公園法の改正のポイントを示します。



新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、

- 都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- 地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- 市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に最大限引き出すことを重視するステージに移行する必要があります。

■新たなステージで重視すべき観点

【観点1】	【観点2】	【観点3】
<p>ストック効果をより高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた ● 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき ● 都市公園を活性化する、また必要に応じて再編するという考え方が重要 <p>⇒公園管理者も資産運用を 考える時代へ！</p>	<p>民間との連携を加速する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない ● 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を <p>⇒民がつくる、 民に任せる公園があってもいい！</p>	<p>都市公園を一層柔軟に使いこなす</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 画一的な都市公園の整備は× (とりえず、三種の神器(砂場、滑り台、ブランコ)など) ● 画一的な都市公園の管理は× (一律でボール遊び禁止など) ● 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要なとされる財産になる <p>⇒公園のポテンシャルを 柔軟な発想で引き出す！</p>

図 都市公園法改正の背景

(出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」)

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

概要

- 都市公園のストックの増加（一人当たり都市公園面積：10㎡/人を超えている）や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。
- そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけではなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。
- そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。

【公募設置管理制度の特徴】

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は**20年**
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければ**ならない**
（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

特例2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乗せ**

特例3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、**自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能**

<制度を活用した公園整備イメージ>



◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

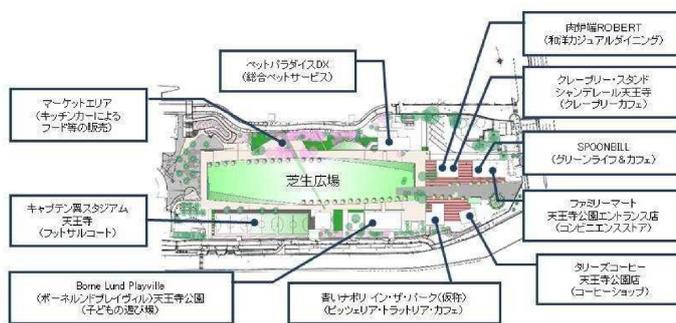
■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

【民設民営による都市公園の再整備事例（天王寺公園（大阪市））】

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者**を公募。
- 選定された事業者（近鉄不動産）が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約7,000㎡）、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約（協定締結）で公園の管理運営を実施している。

天王寺公園エントランス（てんしば） 平面図



レストラン・カフェ等

【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設（建築面積4,000㎡以下）
- 特定公園施設：園路、広場（公共負担0を条件）
- 管理：園路、広場は管理委託により事業者が管理

【地方における民活事例（天津湖岸なぎさ公園（天津市））】

- 天津市の天津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- 公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は（株）まちづくり大津が主体となって事業を推進（テナントは一部公募）。

■天津市施工：芝生広場、園路、ウッドデッキ、ガーデン



【整備施設例】



整備前



整備後

【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：オープンカフェ
- 特定公園施設：園路、広場、ウッドデッキ

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

2) PFI事業の設置管理許可期間の延伸

概要

- 都市公園におけるPFI事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多いのが現状です。
- PFI事業による公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をPFI事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的運営を確保し、より多くの民間参入を促進します。

【PFIによる都市公園の整備管理事例】

PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸

○公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定できることとする。

<PFIによる都市公園の整備・管理事例>

公園名 【事業主体】	事業名	PFI対象施設	事業開始	運営期間
湘南海岸公園 【神奈川県】	海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	○体験学習施設 ○水族館	H14	30
長井海の手公園 【神奈川県横浜市中区】	(仮称)長井海の手公園整備等事業	○青空市場、レストラン、売店、ビジターセンター等 ○管理事務所、炭窯デッキ等	H15	10
尼崎の森中央緑地 【兵庫県】	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	○プール ○健康増進施設	H15	17
噴火湾/バラマパーク 【北海道】	道立噴火湾/バラマパークビジターセンター等整備運営事業	○ビジターセンター ○オートキャンプ場	H16	25
錦糸公園 【東京都墨田区】	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	○総合体育館 ○テニスコート(4面)	H18	20
陸池公園 【鹿児島県】	鹿児島市新鶴池公園水泳プール整備運営事業	○プール	H20	15
ニッポン公園 【神奈川県横浜市】	横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッポン公園整備事業	○区総合庁舎 ○公園	H20	16
布引公園 【兵庫県神戸市】	新神戸ロープウェー再整備等事業	○ロープウェー、駅舎(3駅)	H21	16
なぐわし公園 【埼玉県川越市】	川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業	○温水利用型健康運動施設	H22	15
まほろば健康パーク 【奈良県】	新泉宮プール施設等整備運営事業	○健康増進施設等	H23	15
(仮称)柳島スポーツ公園	(仮称)柳島スポーツ公園整備事業	○総合競技場等	H26	22

<PFI事業の例>



新江ノ島水族館
(湘南海岸公園)



温水利用型健康運動施設
(川越市なぐわし公園)

【PFI事業とP-PFIとの比較】

- PFI事業、P-PFIいずれも民間の資金、ノウハウ等を活用して公共施設の整備等を行う手法であるが、想定する事業内容に応じ、それぞれの手法を適宜選択することが望ましい。
- PFI事業、P-PFIの特徴を踏まえた、事業手法の選択の観点の例は以下の通り。

	PFI事業	P-PFI
根拠法	PFI法	都市公園法
事業期間の目安	10～30年程度	20年以内
議会の承認	必須	必須ではない
公共コスト削減効果	VFM	特定公園施設の整備費の全部又は一部
SPCの設立	必須	必須ではない
収益施設以外の施設整備の要否	必須ではない	必須(特定公園施設)

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

3) 保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○国家戦略特区改正法により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能となりました。 ○待機児童解消の取組み強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても設置が可能となりました。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【保育所その他の社会福祉施設の追加】

現行の占用許可制度

- (1) 占用物件(※)を限定的に規定
 (2) 物件が、①公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさない、②必要やむを得ない、③技術的基準に適合、を満たす場合に占用許可
- 都市公園内のオープン
→ スペースを確保

国家戦略特区法による特例(H27.7法改正)

国家戦略特区において保育所等社会福祉施設(通所型)を、占用物件に追加。法施行以降、18事例が認定済。平成29年4月に6箇所が開所。

↓ 都市公園法改正により一般措置化

○保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの(通所型) (①)について、政令で定める技術基準(②)等を満たす場合には、公園管理者は占用を許可。

<施行令で規定する事項>

- ① 設置可能な社会福祉施設(通所型)
- 保育所、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設 等
- ② 技術的基準
- 施設の敷地面積は、公園の広場面積の100分の30以内
 - その他、外観、構造等に関する基準(他の占用物件と同様)

【都市公園の占用が可能となる社会福祉施設】

○保育所その他の社会福祉施設(通所のみにより利用されるものに限る。)

- ・ 通所のみにより利用されるものであり、施設の設置により都市公園の利用が促進され、都市公園の機能の増進が図られることが期待できるものを対象としている。
- ・ 入所型の社会福祉施設は対象とならない

○施行令第12条第3項において、具体的な施設の種類の明記。(1~5号)

- ・ 認可保育所等個別の関係法令等に基づき設置される施設が対象。
- ・ 施行令に規定される種類の施設であっても、実際の利用形態として入所型のサービスを行う施設は許可の対象とならない。

第1号	○児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・ 一時預かり事業の用に供する施設 ・ 小規模保育事業の用に供する施設
第2号	○身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・ 身体障害者福祉センター
第3号	○老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター ・ 老人福祉センター
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・ 地域活動支援センター
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

○地方公共団体が施設の地域のニーズや実情に応じて対象を追加できるよう条例により追加することが可能(6号)

- ・ 施行令第12条第3項第1号から第5号に掲げるものに準ずる社会福祉施設であること。
- ・ 地方公共団体独自の基準により認めている保育所等については、条例に定めることで設置が可能。

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

3) 保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）

【占用の要件及び技術的基準】

要件

都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの **法第7条第2項**



都市公園本来のオープンスペース機能を確保しつつ、周辺の土地利用の状況から、都市公園の土地を有効に活用することで都市公園の機能の増進が図られる場合

例えば、保育所の設置により公園が園児やその保護者の交流の場となることや、地域交流スペースの設置により公園利用が促進されるなど。

技術的基準

占用の場所は**広場**又は公園施設である**建築物内**

令第16条第1項第6の2号

規模に関する基準

広場 施設の敷地面積の合計が、**公園全体の広場の面積の30%以内**

建築物内 施設の床面積の合計が**当該建築物の延べ床面積50%以内**

その他の技術的基準

従前より規定されている占用物件に関する技術的基準についても適用 **令第15～17条**

- ・ 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致及び美観等を害しないものとする
- ・ 地上に設ける占用物件の構造は、公園施設の保全又は公衆の利用に支障を及ぼさないものとする
- ・ 占用に関する工事については、公衆の利用に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること

等

これらを踏まえて

具体の施設について都市公園の占用を許可することが適当か否かは、当該都市公園の状況に応じて、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への影響を考慮しながら、公園管理者が適切に判断すべきもの

例えば、面積の小さな都市公園や既に公園施設である建築物が多数設置されているような都市公園については、慎重に判断すべき

■都市公園法の改正のポイント（出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」）

4) 公園の活性化に関する協議会の設置

概要	○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。 ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。
----	--------------------------------------------------------------------------------------

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

5) 都市公園の維持基準の法令化

概要	○供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが2014年度（平成26年度）末で約16%あり、20年後には約6割に達する見込みです。また遊具については、設置から20年以上経過したものが約5割となっています。 ○そのため、都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることで、予防保全による都市公園の長寿命化・安全対策を徹底します。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

都市公園の維持修繕基準の法令化

都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

○維持修繕に係る技術的基準の内容

公園施設全般について

- ・適切な時期に、巡視を行い、清掃・除草等公園の維持のため必要な措置を行う。
- ・公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
- ・点検等により異状を把握したときは、必要な措置を講ずる。 等

令第10条

特に、遊具については、安全性確保の必要が高いことから、

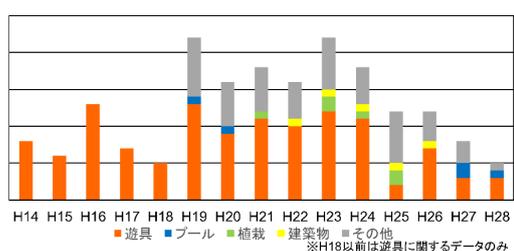
- ・点検頻度について、年1回を基本とする。
- ・点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。

規則第3条の2

(参考)都市公園の安全確保に関する指針の整備状況

- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（H14.3策定、H20・H26改訂）
主に子どもが利用する「遊具」について安全確保に関する基本的な考え方を規定
- プールの安全標準指針（H19.3策定）
プール利用者の安全確保のため、参考となる留意事項を規定
- 公園施設の安全点検に関する指針(案)（H27.4策定）
公園施設全般について、安全点検の考え方や実施方法を規定

【公園管理又は公園施設に起因した事故の発生件数】



6-3 生産緑地法、都市計画法及び建築基準法

生産緑地法、都市計画法及び建築基準法の改正のポイントを以下に示します。

■生産緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

1) 生産緑地地区※の面積要件の引き下げ

概要

- 生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で500㎡以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていません。
- また、公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまうことが起きます。（道連れ解除）
- このことから、今回の法改正では生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡（政令で規定）まで引き下げることを可能にし、併せて同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合には、一団の農地等とみなして指定を可能にしました。（ただし、個々の農地はそれぞれが100㎡以上とします。）

小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

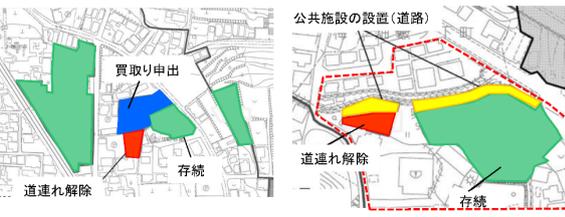
面積 約300㎡



営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594㎡
道連れ解除面積 429㎡

公共施設の面積 222㎡
道連れ解除面積 284㎡



改正内容

- 法改正：生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡（政令で規定）まで引下げ可能に。
 - 運用改善：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上）。
- ※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制（固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予）を適用。

2) 生産緑地地区における建築規制の緩和

概要

- 生産緑地地区内では設置可能な施設に関して、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定をしていましたが、かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とする要望がありました。
- そこで、今回の法改正では、生産緑地地区内に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加することとしました。

改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定

【設置可能な施設】

- ①生産又は集荷の用に供する施設
ビニールハウス、温室、育苗施設、農産物の集荷施設 等
- ②生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等
- ③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
共同で利用する選果場 等
- ④休憩施設その他
休憩所（市民農園利用者用を含む）、農作業講習施設 等

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H28.3国家戦略特区諮問会議）

…農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても…農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考：隣接する生産緑地の所有者が経営するレストランイメージ（練馬区）

改正後

営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設を追加。

【追加する施設】

- ①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- ③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

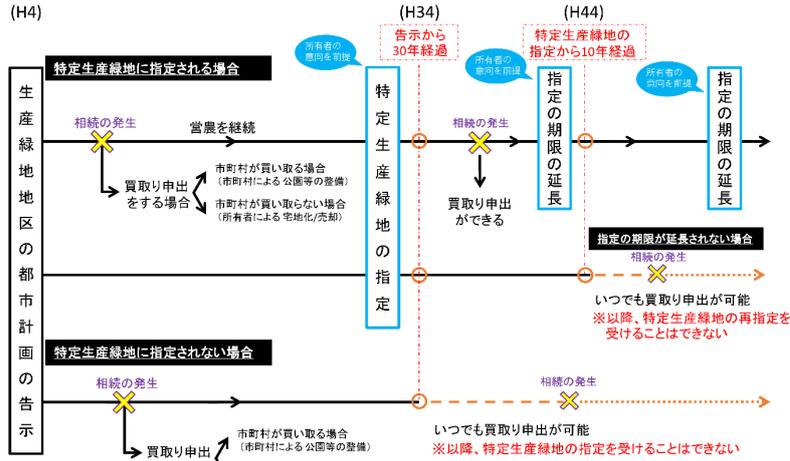
※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設ける。
・残る農地面積が地区指定の面積要件以上
・施設の規模が全体面積の20%以下
・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産

■生産緑地法の改正のポイント（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

3) 特定生産緑地制度*

概要

○生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができるようになりました。
 ○指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長が可能となります。



■都市計画法及び建築基準法の改正のポイント

（出典：国土交通省「生産緑地法等の改正について」）

1) 田園住居地域の創設

概要

○宅地需要等の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化より、都市農地を都市にあるべきものに位置づけました。また、マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止や住居専用地域に農業用施設等が原則として建てられない状況を踏まえ、住居系用途地域の一類型として、「田園住居地域」を創設しました。

課題・背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ（都市農業振興基本計画）
- マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

■ 田園住居地域の具体的なイメージ



<現行の用途指定状況>：第1種低層住居専用地域



改正内容

住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

開発規制

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積を市町村長の許可制とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300㎡と規定）以上の開発等は、原則不許可

建築規制

用途規制

低層住居専用地域に建築可能なもの

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等（150㎡以内）

農業用施設

- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等（500㎡以内）
：農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
：農機具収納施設等

形態規制

低層住居専用地域と同様

容積率：50～200%、建ぺい率：30～60%、高さ：10or12m、外壁後退：都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

6-4 一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

一宮市では、都市化の進展により、貴重なみどりが減少しつつあります。そこで、市民・事業者・市が相互に協力し、緑豊かなまちづくりを推進するため、「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。

条例の概要を以下に示します。

■一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例及び同条例施行規則（2023（令和5）年4月1日施行）	
項目	内容
目的	この条例は、緑地の保全及び緑化の推進について、基本方針を定め、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。
基本方針	<p>緑地の保全及び緑化の推進は、次に掲げる方針に基づき行うものとする。</p> <p>(1) 豊かな緑を良好な状態で保全するとともに、生物多様性の確保を推進し、将来の世代に継承すること。</p> <p>(2) 市民が健康でかつ豊かで快適な暮らしができるよう、新たな緑地空間を創出すること。</p> <p>(3) 市民及び事業者並びに市が緑の重要性を認識し、相互に協力すること。</p>
緑の保全	<p>■保全すべき緑地の指定</p> <p>市長は、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める区域で、次の各号のいずれかに該当するものについて、その所有者又は管理者の合意を得て、保全すべき緑地として指定することができる。</p> <p>(1) 風致及び景観に優れている区域</p> <p>(2) 貴重な文化的遺産又は社寺その他郷土の伝統的な資産と一体となって良好な自然環境を有している区域</p> <p>(3) 生物多様性の確保に必要な生物の生息及び生育地として保全する必要がある区域</p> <p>■保存すべき樹木の指定</p> <p>市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木の所有者等の同意を得て、保存すべき樹木として指定をすることができる。</p> <p>■市民緑地</p> <p>市長は、市民の利用に供する緑地として、都市緑地法（昭和48年法律第72号。）第55条第1項に規定する市民緑地の設置に努めるものとする。この場合において、土地の所有者が市に無償で土地を貸し付けるときは、市長は、税を免除することができる。</p> <p>市長は、都市緑地法第60条第1項に規定する市民緑地設置管理計画の認定を受けた者が設置した市民緑地に対し、次の措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 市民緑地の保全を図るため必要があると認めるときは、その保全に必要な支援をし、又は税を減税すること。</p> <p>(2) 認定事業者が市民緑地を設置するために必要な整備費について、必要があると認めるときは、その整備費の一部を助成すること。</p> <p>■市民緑地の管理期間（施行規則第24条）</p> <p>条例第17条第1項及び第2項の規定に基づき設置した市民緑地の管理期間は、省令第16条又は第23条に規定する期間以上とする。ただし、条例第17条第2項第1号において市民緑地の保全に必要な支援又は税の減額を受ける場合及び同項2号において市民緑地を設置するため必要な整備の一部について助成を受ける場合については、管理期間は10年以上とする。</p>

項目	内容																																																
緑の創出	<p>■公共施設の緑化 市は、市が設置し、又は管理する学校、庁舎その他の公共施設及びその敷地について、緑化を行い、緑の適切な管理をしなければならない。なお、緑化に当たっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種[※]による植栽に努めるものとする。</p> <p>■民間施設の緑化 市民等は、その住居、事業所、営業所等の施設及びこれらの敷地について、緑化を行い、緑の適切な管理に努めなければならない。なお、緑化に当たっては、地域の生態系に配慮するとともに、在来種による植栽に努めるものとする。</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認又は同法第18条第2項の通知を要する建築物について建築行為を行おうとする者は、当該建築物及びその敷地について、規則で定める基準により、緑化を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。</p> <p>(1) 建築物の修繕、模様替え、用途変更または増築 (2) 仮設建築物の建築 (3) 自己の居住の用に供する専用住宅の建築 (4) 3千平方メートル未満の敷地における建築（市街化調整区域[※]において倉庫を建築する場合を除く。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; margin: 0;">緑化計画書の提出が必要な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地面積 3,000㎡ 以上の建築行為 ■ 敷地面積 3,000㎡ 未満の倉庫の建築（市街化調整区域のみ） <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">※ただし、以下に該当するときは適用されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の建築等 ・建築物の修繕、模様替え、用途変更又は増築 ・仮設建築物の建築 ・自己の居住の用に供する専用住宅の建築 </div> <p>【必要となる緑化面積（=敷地面積×緑化率）の基準】 赤字（%）は義務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途区分</th> <th rowspan="2">敷地面積</th> <th colspan="2">緑化率</th> </tr> <tr> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅地 </td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td style="color: red;">5%</td> <td style="color: red;">5%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td style="color: red;">5%</td> <td style="color: red;">5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所用地 営業所用地 </td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td style="color: red;">5%</td> <td style="color: red;">5%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td style="color: red;">5%</td> <td style="color: red;">10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">倉庫用地 </td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td style="color: red;">5%</td> <td style="color: red;">10%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td style="color: red;">5%</td> <td style="color: red;">15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工場用地 </td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td style="color: red;">10%</td> <td style="color: red;">10%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td style="color: red;">20%</td> <td style="color: red;">25%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※敷地面積3,000㎡未満(市街化調整区域における倉庫を除く)においても3%以上の緑化に努めてください。</p> <p>【植栽基準等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>10㎡当たり</p> </td> <td> <p>① 高木(成木に達したときに樹高3.5メートル以上になるものをいう。)2本以上</p> <p>② 低木(高木以外のものをいう。)6本以上</p> <p>③ 高木1本かつ低木3本以上</p> </td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※ 1 ①～③のいずれかに該当するものを地上部でバランスよく配植してください。 2 植栽にあたっては、健全で良好な緑の育成に向け、在来種など地域の特性・風土に適合した樹種を選定するよう努めてください。 3 植栽基盤は樹木の生育に有効な幅、深さを確保し、連続するよう努めてください。 4 高木を植栽するときは、その時点で樹高は2メートル以上としてください。 5 植栽帯等にコンクリート、防草シート、碎石などで覆い除草する場合は、緑化面積に含めることはできません。</p> <p style="font-size: x-small;">(出典：一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく建築行為における緑化義務等について)</p>	用途区分	敷地面積	緑化率		市街化区域	市街化調整区域	住宅地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%	10,000㎡以上	5%	5%	事業所用地 営業所用地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%	10,000㎡以上	5%	10%	倉庫用地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	10%	10,000㎡以上	5%	15%	工場用地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	10%	10%	10,000㎡以上	20%	25%	<p>10㎡当たり</p>	<p>① 高木(成木に達したときに樹高3.5メートル以上になるものをいう。)2本以上</p> <p>② 低木(高木以外のものをいう。)6本以上</p> <p>③ 高木1本かつ低木3本以上</p>
	用途区分			敷地面積	緑化率																																												
市街化区域		市街化調整区域																																															
住宅地	3,000㎡未満	3%	3%																																														
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%																																														
	10,000㎡以上	5%	5%																																														
事業所用地 営業所用地	3,000㎡未満	3%	3%																																														
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%																																														
	10,000㎡以上	5%	10%																																														
倉庫用地	3,000㎡未満	3%	3%																																														
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	10%																																														
	10,000㎡以上	5%	15%																																														
工場用地	3,000㎡未満	3%	3%																																														
	3,000㎡以上10,000㎡未満	10%	10%																																														
	10,000㎡以上	20%	25%																																														
<p>10㎡当たり</p>	<p>① 高木(成木に達したときに樹高3.5メートル以上になるものをいう。)2本以上</p> <p>② 低木(高木以外のものをいう。)6本以上</p> <p>③ 高木1本かつ低木3本以上</p>																																																

項目	内容																																														
<p style="text-align: center;">緑の創出</p>	<p>■緑化の特例（施行規則第31条） 別表第1により算出した緑化面積のうち、次に掲げる法令等において規定する緑化すべき面積を超える部分については、緑化と同視できる芸術による面積及び屋上緑化、壁面緑化等による面積を算入することができるものとする。ただし、緑化と同視できる芸術による面積は、法令等を超える部分の面積の10分の3までとする。</p> <p>(1) 愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領 (2) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号） (3) 一宮市開発審査会基準（平成14年） (4) 一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成26年一宮市条例14号）</p> <p>[別表第1]</p> <table border="1" data-bbox="598 734 1358 1149"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途区分</th> <th rowspan="2">敷地面積</th> <th colspan="2">緑化率</th> </tr> <tr> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅地</td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td>5%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>5%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所用地 営業所用地</td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td>5%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>5%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">倉庫用地</td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td>5%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>5%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工場用地</td> <td>3,000㎡未満</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上10,000㎡未満</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡以上</td> <td>20%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緑化面積の算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地上部 <ul style="list-style-type: none"> ・・・緑石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします ○ 屋上、ベランダ、バルコニー、花壇 <ul style="list-style-type: none"> ・・・緑石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします ○ 壁面 <ul style="list-style-type: none"> ・・・補助資材を設置する場合は、補助資材の面積を緑化面積とします ・・・補助資材を設置しない場合は、登はん又は下垂の長さを1mとして算定した面積を緑化面積とします ○ 芸術 <ul style="list-style-type: none"> ・・・1方向から見る事ができる最大の面積（水平投影面積・垂直投影面積等）を緑化面積とみなします <p>(出典：一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく建築行為における緑化義務等について)</p>	用途区分	敷地面積	緑化率		市街化区域	市街化調整区域	住宅地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%	10,000㎡以上	5%	5%	事業所用地 営業所用地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%	10,000㎡以上	5%	10%	倉庫用地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	10%	10,000㎡以上	5%	15%	工場用地	3,000㎡未満	3%	3%	3,000㎡以上10,000㎡未満	10%	10%	10,000㎡以上	20%	25%
用途区分	敷地面積			緑化率																																											
		市街化区域	市街化調整区域																																												
住宅地	3,000㎡未満	3%	3%																																												
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%																																												
	10,000㎡以上	5%	5%																																												
事業所用地 営業所用地	3,000㎡未満	3%	3%																																												
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	5%																																												
	10,000㎡以上	5%	10%																																												
倉庫用地	3,000㎡未満	3%	3%																																												
	3,000㎡以上10,000㎡未満	5%	10%																																												
	10,000㎡以上	5%	15%																																												
工場用地	3,000㎡未満	3%	3%																																												
	3,000㎡以上10,000㎡未満	10%	10%																																												
	10,000㎡以上	20%	25%																																												
<p style="text-align: center;">緑の普及</p>	<p>■市民等との協働 市は、市民等が、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に積極的に参画できる体制の整備に努めなければならない。 市民等は、緑地の保全及び緑化の推進に関する市の施策に参画するよう努めるものとする。</p> <p>■育成 市長は、子どもたちに対して、市域の緑豊かな環境が将来にわたり保全され、かつ、増進されていくことの大切さを学習できる場を提供するよう努めるものとする。 市長は、子どもたちが地域において自ら緑に関する活動に取り組むための団体並びに緑地の保全及び緑化の推進を目的として活動する市民団体の育成に努めるものとする。</p>																																														

7 上位・関連計画

1. 愛知県広域緑地計画（2019（平成31）年3月改定）	
項目	内容
目標年次	2030（令和12）年度
計画の理念	『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり ～緑の質を高め、多様な機能を活用～』
基本方針 （一部抜粋）	<p>計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」を効果的に活用することを目指している</p>
	<p>いのちを守る緑</p> <p>【基本方針】 緑の恩恵を享受し、 自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人や生き物に対して「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結び付ける ○都市づくりと連携した、緑が有する防災・減災機能を発揮し、安全・安心な暮らしを確保する ○水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組を推進し、まちと自然が調和した持続可能な都市の緑づくりを目指す <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮 ○防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出 ○緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施 ○日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新
	<p>暮らしの質を高める緑</p> <p>【基本方針】 良好な生活環境と QOL（生活の質）を 高める緑の空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑による誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進める ○自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図る ○花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進める <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保 ○心と体の健康を支える緑の活用 ○まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの促進
	<p>交流を生み出す緑</p> <p>【基本方針】 多様な主体との連携と 地域の特性を活かす緑づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進める ○愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PR し、地域の特色を活かした魅力の向上を図る ○多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指す <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティを育む場としての緑の活用 ○地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進 ○多様な主体による緑のまちづくりの推進

2. 第7次一宮市総合計画（2018（平成30）年3月策定）

項目	内容
計画の期間	2018（平成30）年度～2027（令和9）年度
基本構想	<p>《将来都市像》 木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮 《5つのプランと2つのマネジメント》</p> <p>Plan①：健やかにいきる Plan②：快適にいきる Plan③：安全・安心を高める Plan④：活力を生み出す Plan⑤：未来の人財を育てる</p> <p>Management①：人を呼び込む Management②：持続可能で未来につなげる</p>
まちづくりのイメージ	<p style="text-align: center;">まちづくりのイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 広域交通網 ■ : 主要幹線道路 ■ : 計画・整備中 : 鉄道 ■ : 主要バス路線 </div>  <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市拠点（一宮駅周辺） 市域内外からの利用を想定した広域的な都市機能や、市街地のにぎわいをもたらすために必要な都市機能が集積するエリア ● 副次的都市拠点（尾西庁舎・木曾川駅周辺） 都市拠点を補完し、市の北部、西部地域の高次的な都市機能が集積するエリア ● 地域生活拠点（出張所・公民館等周辺） 日常生活を維持するため、利用頻度が高い生活利便施設が集積するエリア </div>

項目	内容																																				
土地利用の方針 (一部抜粋)	住宅地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある新規世帯の受け皿として、需要に応じた住宅地を配置します。 ・宅地開発においては、不良な住宅市街地とならないように、利便性の高い地区を優先します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地における高密度な、まちなか居住の推進 ● 市街化区域内の拠点における面的未整備地区の都市基盤整備 ● 市街化調整区域の駅周辺等、利便性の高い地区の活用 </div>																																			
	商業地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市機能が集積する都市拠点や副次的都市拠点を中心に商業地を配置します。 ・土地の高度利用を図ることにより、商業機能を誘導します。 																																			
	産業用地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業立地の受け皿として、高速道路 IC 周辺など、広域交通ネットワークの既存ストックを活用できる場所に産業用地を配置します。 																																			
	農業用地の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全・確保に努めます。 ・都市近郊の農地では、土地利用の効率化を図り、農業生産の維持と供給力を確保していきます。 																																			
前期・後期基本計画 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ■ Plan2：快適にくらす ■ 施策9：水と緑を活かしたまちをつくります ■ 事業展開の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑のオープンスペースの整備促進と活用 ・民有地の緑化促進 ・潤いのある美しい緑地の保全と緑化の推進 ■ 成果指標と市民の体感指標 																																				
	(前期基本計画) <table border="1" data-bbox="671 1420 1321 1697" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #4F81BD; color: white;">成果指標</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">基準値</th> <th style="width: 20%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①都市公園面積</td> <td>228.40ha</td> <td>238.04ha</td> </tr> <tr> <td>②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数</td> <td>1,111,700人</td> <td>1,167,200人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="671 1585 1321 1697" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4F81BD; color: white;">市民の体感指標</th> </tr> <tr> <th style="width: 80%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合</td> <td>30.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: right; margin-top: 5px;">※各指標の算出方法は92から96ページを参照</p> (後期基本計画) <table border="1" data-bbox="671 1731 1321 2009" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #4F81BD; color: white;">成果指標</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">基準値</th> <th style="width: 20%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①都市公園等面積</td> <td>232.70ha</td> <td>245.54ha</td> </tr> <tr> <td>②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数</td> <td>781,300人</td> <td>945,800人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="671 1897 1321 2009" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4F81BD; color: white;">市民の体感指標</th> </tr> <tr> <th style="width: 80%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合</td> <td>38.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: right; margin-top: 5px;">※各指標の算出方法は110から115ページを参照</p>		成果指標			指標名	基準値	目標値	①都市公園面積	228.40ha	238.04ha	②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	1,111,700人	1,167,200人	市民の体感指標		指標名	基準値	水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合	30.3%	成果指標			指標名	基準値	目標値	①都市公園等面積	232.70ha	245.54ha	②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	781,300人	945,800人	市民の体感指標		指標名	基準値	水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合
成果指標																																					
指標名	基準値	目標値																																			
①都市公園面積	228.40ha	238.04ha																																			
②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	1,111,700人	1,167,200人																																			
市民の体感指標																																					
指標名	基準値																																				
水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合	30.3%																																				
成果指標																																					
指標名	基準値	目標値																																			
①都市公園等面積	232.70ha	245.54ha																																			
②水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	781,300人	945,800人																																			
市民の体感指標																																					
指標名	基準値																																				
水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合	38.3%																																				

3. 一宮市都市計画マスタープラン（2020（令和2）年6月改定）（令和6年3月部分改定）

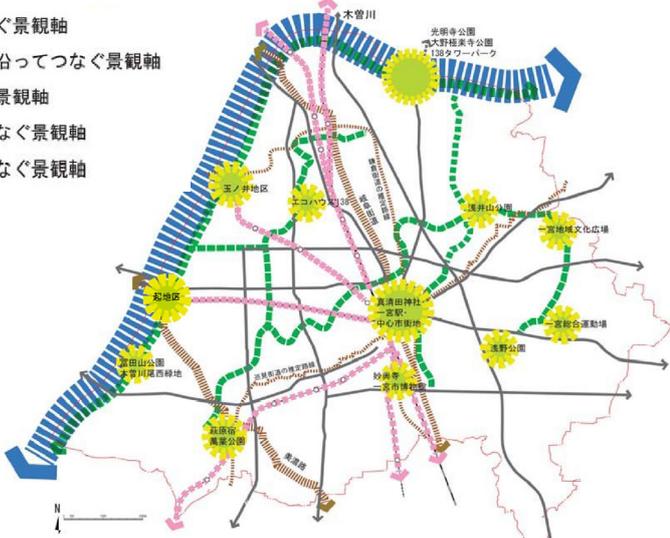
項目	内容																								
計画の期間	2020（令和2）年度～2030（令和12）年度																								
基本構想	<p>《将来都市像》 都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち ～多拠点ネットワーク型都市の構築～</p> <p>《都市づくりの目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 持続可能で安全・安心な都市構造の構築 ■ 都市機能の集積による拠点の強化 ■ 誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保 ■ 愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承 																								
現況と課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化 ・ 産業構造の変化への対応 ・ 災害などに対する安全・安心の確保 ・ 環境負荷の少ない都市構造の形成 ・ 多様なまちづくり活動の担い手育成 ・ 地域の歴史と文化の保全・活用 ・ 人口の集約による地域コミュニティの維持 ・ 人口減少下における生活サービス施設の維持 ・ 豊かな自然や農地、公園・緑地の保全・活用 																								
将来都市構造図	<p style="text-align: center;">凡 例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;"><ゾーン></th> <th style="width: 33%;"><拠点></th> <th style="width: 33%;"><ネットワーク></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市居住ゾーン</td> <td>都市拠点</td> <td>広域幹線道路 (計画路線調査区間)</td> </tr> <tr> <td>田園環境共生ゾーン</td> <td>副次的都市拠点</td> <td>道 路 (計画路線)</td> </tr> <tr> <td>工業集積ゾーン</td> <td>地域生活拠点</td> <td>幹線道路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業拠点</td> <td>公共交通 鉄 道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レクリエーション拠点(天徳公園跡等)</td> <td>主要バス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歴史文化拠点</td> <td>水と緑のネットワーク</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市と歴史のネットワーク</td> </tr> </tbody> </table>	<ゾーン>	<拠点>	<ネットワーク>	都市居住ゾーン	都市拠点	広域幹線道路 (計画路線調査区間)	田園環境共生ゾーン	副次的都市拠点	道 路 (計画路線)	工業集積ゾーン	地域生活拠点	幹線道路		産業拠点	公共交通 鉄 道		レクリエーション拠点(天徳公園跡等)	主要バス		歴史文化拠点	水と緑のネットワーク			都市と歴史のネットワーク
<ゾーン>	<拠点>	<ネットワーク>																							
都市居住ゾーン	都市拠点	広域幹線道路 (計画路線調査区間)																							
田園環境共生ゾーン	副次的都市拠点	道 路 (計画路線)																							
工業集積ゾーン	地域生活拠点	幹線道路																							
	産業拠点	公共交通 鉄 道																							
	レクリエーション拠点(天徳公園跡等)	主要バス																							
	歴史文化拠点	水と緑のネットワーク																							
		都市と歴史のネットワーク																							

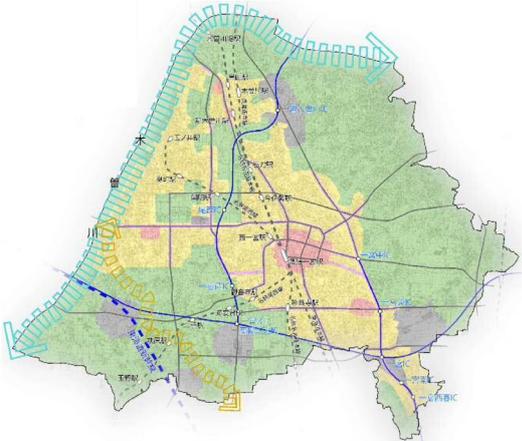
項目	内容
公園緑地の方針 (一部抜粋)	<p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川をはじめ市内を流下する河川や水路、集落地などに数多く見られる社寺林、公園・緑地により市全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。 ・都市公園については、社会情勢の変化や地域の実情・特性などを勘案し、これからの本市の活力と個性を支える公園のあり方を検討し、適切な配置に努めます。 <p>【公園緑地の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園や社寺林などによる緑の拠点を形成し、河川や緑道により水と緑のネットワークの形成を図ります。 ・土地区画整理事業※により、計画的な公園整備を進めます。 ・大規模公園などレクリエーションの拠点については、地域特性やニーズを踏まえ、周辺環境や利用状況に応じ、民間活力の導入による多様な整備及び管理手法を検討します。 ・社寺林などは地域の重要な緑の資源として、保全配慮地区※を指定し、保全を図ります。 ・公共施設や民有地の緑化を推進するため、緑化地域制度等を検討し、助成制度の活用を促進します。 ・農地は、重要な緑資源であり、優良な農業生産基盤として保全を図るとともに、農業体験の場として活用します。特に都市農地については、防災機能や景観・環境機能などさまざまな役割を担うことから、生産緑地地区の新規指定を促進するとともに、特定生産緑地制度の活用により保全を図ります。
景観形成の方針 (一部抜粋)	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一宮市景観基本計画の方針、一宮市景観計画などを踏まえ、市民・事業者・行政が協働して、良好な景観の保全及び形成を図ります。 <p>【自然景観の形成に向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川に沿った楽しめるみち、古いまちなみや堤防に沿った坂道など、木曾川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった景観づくりを推進します。 ・優良農用地の保全により広がりが見出された景観、集落地の原風景が生きる景観など、身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくりを推進します。
環境形成の方針 (一部抜粋)	<p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次一宮市環境基本計画の方針などを踏まえ、安全で快適な生活環境の保全や豊かな自然環境の保全を図るとともに、循環型社会の実現や地球温暖化防止に向けた環境負荷の少ない持続可能な都市の形成を図ります。 <p>【自然環境の保全に向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾川河川敷の河畔林や社寺境内の社寺林、散在する屋敷林や田畑などは、多様な生きものの生息環境として保全するとともに、市民のやすらぎ、リフレッシュの場としての有効活用を図ります。 ・木曾川をはじめとした河川や水路などは、良好な水質や水量を維持し、また多様な生きものの生息環境として保全するとともに、水や緑とふれあい、やすらぐ場としての有効活用を図ります。
都市防災の方針 (一部抜粋)	<p>【基本的な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害（地震や火災の発生、台風や局地的豪雨などによる河川の氾濫や市街地の内水氾濫など）による被害を最小限に抑え、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを防災の基本とし、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な、強くしなやかな都市の形成を図ります。 <p>【火災・震災に強いまちづくりに向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地や都市公園などのオープンスペース及び街路樹は、災害時に遮断地帯、避難地帯及び緩衝緑地などとして有効に機能することから維持・確保を図ります。 ・農地は、災害時の避難空間など、防災上重要な機能を有することから、防災協力農地制度※の活用を検討します。 <p>【風水害に強いまちづくりに向けた方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な保水・遊水機能※を有する農地を保全し、雨水流出抑制を図ります。

4. 一宮市立地適正化計画※（2025（令和7）年改定）									
項目	内容								
計画の期間	2019（令和元）年度～2040（令和22）年度								
まちづくりの方針	子育て世代や高齢者が安心・快適に暮らせるまちづくり								
目指すべき都市構造（一部抜粋）	『多拠点ネットワーク型都市』								
	■都市的拠点の位置づけ								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>位置づけ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市拠点</td> <td>一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>副次的都市拠点</td> <td>尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td>地域生活拠点</td> <td>出張所または公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部地域のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	位置づけ	都市拠点	一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。	副次的都市拠点	尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。	地域生活拠点	出張所または公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部地域のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。
	拠点	位置づけ							
	都市拠点	一宮駅周辺を位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。							
	副次的都市拠点	尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。							
地域生活拠点	出張所または公民館周辺を位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に丹陽町出張所周辺においては、市南部地域のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。								
■公共交通ネットワークの位置づけ									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ネットワーク</th> <th>位置づけ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通ネットワーク</td> <td>公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	ネットワーク	位置づけ	公共交通ネットワーク	公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。					
ネットワーク	位置づけ								
公共交通ネットワーク	公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすく環境負荷の低減に繋がる公共交通ネットワークの形成を図ります。								
誘導区域の施策・誘導方針（一部抜粋）	<p>【都市機能誘導区域※の施策・誘導方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの方針を具現化するために、本市の歴史的背景から生活の中心となっている拠点に都市機能の誘導を図り、その中でも、市域の中で核となる拠点については、その地域にふさわしい高次的な都市機能の誘導を図ります。 ○誘導する都市機能は、介護福祉機能や子育て機能、商業機能、医療機能について機能強化を図り、子育て世代や高齢者ニーズに合った利便性の維持・向上を目指します。 <p>【居住誘導区域※の施策・誘導方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口減少下においても一定の人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性を確保していくために、中心市街地の利便性の高い住宅地から郊外部のゆとりある住宅地まで、子育て世代や高齢者の多様なニーズに対応できる居住環境の形成を図ります。 ○生活サービス機能が集積する都市機能誘導区域及びその周辺、公共交通沿線などの利便性の高い地域に居住を誘導し、子育て世代や高齢者の暮らしやすさに配慮した徒歩または公共交通で移動が可能な、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。 								
防災まちづくりの方針（一部抜粋）	○市民の生命・身体を守ることを第一に、災害リスクを可能な限り低減するため、ソフト・ハード対策を組み合わせ、都市マスタープランに位置づけられた「災害による被害を最小限に抑え、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な強くしなやかな都市の形成」を図ります。								

5. 第3次一宮市環境基本計画（2024（令和6）年3月改定）	
項目	内容
計画の期間	2024（令和6）年度～2033（令和15）年度
環境像	地球を愛し、人と自然が共生し、 持続可能で未来へはばたくまち いちのみや ～ 2050年 ゼロカーボンシティを目指して～
環境目標	環境目標1：脱炭素社会の実現 環境目標2：人と自然との共生 環境目標3：安全で健康、快適な生活環境の確保 環境目標4：循環型社会の構築 環境目標5：環境意識の向上
施策の展開 （一部抜粋）	<p>◇環境目標2：人と自然との共生</p> <p>人と豊かな自然との共生を保持するとともに、生物多様性がもたらす自然の恩恵を次世代へ継承していくまちを目指します。</p> <p>■施策の内容</p> <p>① 多様な生き物と生息・生育環境の保全</p> <p>〔生き物調査の普及〕 市内に生息する生き物の生態等について、調査するための手法の普及を図ります。</p> <p>〔希少種や在来種の生息・生育環境の保全の推進〕 地域の特性に応じた生き物の生息・生育環境の保全、啓発を図ります。</p> <p>〔外来種*対策の推進〕 生態系に影響を及ぼす外来種についての理解促進、啓発を行います。</p> <p>② 身近な緑と水辺の保全と再生</p> <p>〔緑化及び水辺や緑の保全〕 緑化活動を支援するとともに、木曾川や市街地における緑の空間など、豊かな生態系を保全します。</p> <p>〔自然とふれあう場の創出〕 市民が多様な生き物と触れ合うことができる場（ビオトープ*など）を創出していきます。</p> <p>③ 多様なステークホルダー*の形成</p> <p>〔生物多様性への理解の促進〕 多様な機関と連携を図りつつ、生物多様性について周知・啓発します。</p> <p>〔生物多様性を支える枠組みの構築〕 市民、事業者、行政、NPOなどと連携して、情報を共有し、生物多様性に関する施策を連携した推進できるような体制を構築していきます。</p> <p>◇環境目標5：環境意識の向上</p> <p>市民・事業者・行政それぞれが、自ら環境について学び考え、役割・立場において、自主的に行動できるまちを目指します。</p> <p>① 環境教育・環境学習の推進</p> <p>〔環境情報の発信と提供〕 幅広い世代の市民へ環境学習に関する情報を提供します。</p> <p>〔環境学習の機会の提供〕 各世代に応じた環境教育や環境学習の取組の強化を図ります。</p> <p>〔環境リーダーの育成〕 次世代のリーダーの育成に取り組めます。</p>

6. 一宮市景観基本計画（2009（平成 21）年 3 月改定）

項目	内容
<p>景観形成の 基本理念</p>	<p>【基本理念】 木曽川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって 活力とやすらぎが感じられる都市景観づくり</p> <p>【良好な都市景観を形成するための3つの視点】</p> <p>①美しく・楽しい景観によって、交流を呼ぶまち ②美しく・楽しい景観のもとで、歩きたくなるまち ③美しく・楽しい景観を、みんなでデザインするまち</p>
<p>基本施策の 目標</p>	<p>■中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり</p> <p>■木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となったふるさととの軸となる景観づくり</p> <p>■さまざまな歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくり</p> <p>■住みやすく働きやすい環境を支える景観づくり</p> <p>■身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくり</p>
<p>骨格別の 景観形成方針 (一部抜粋)</p>	<p>一宮市の景観構造の骨格をなす要素であり、一宮市の景観を特徴づける「景観ゾーン」「景観拠点」「景観軸」について、方針を定めます。</p> <p>■景観軸の景観形成方針</p> <p>【自然景観軸】 ⇒自然環境を構成する線的な景観要素（自然地形及び人工物も含む）</p> <p>【交流景観軸】 ⇒観光やレクリエーションの対象となる景観要素及び景観を楽しむための移動空間</p> <p>【日常生活景観軸】 ⇒市民の日常生活において触れる景観及び生活のための移動空間</p> <p>■交流景観の形成方針</p> <p>【木曽川に沿ってつなぐ】 大自然と歴史と生活が一体となった軸 【中小の河川・水路に沿ってつなぐ】 身近な自然に触れて歩く軸 【街道に沿ってつなぐ】 歴史のストーリーを感じる軸 【公共交通に沿ってつなぐ】 四季を感じながら気持ちよく移動する軸 【幹線道路に沿ってつなぐ】 風を感じながらサイクリングができる軸</p> <p> ■■■■■ 木曽川に沿ってつなぐ景観軸 ■■■■■ 中小の河川・水路に沿ってつなぐ景観軸 ■■■■■ 街道に沿ってつなぐ景観軸 ■■■■■ 公共交通に沿ってつなぐ景観軸 ————— 幹線道路に沿ってつなぐ景観軸 </p> 

7. 一宮市景観計画（2021（令和3）年4月策定）	
項目	内容
景観形成の 基本理念・ 基本方針	<p>【基本理念】 木曾川に育まれた歴史や文化が織りなす 親しみのあるまち 一宮</p> <p>【基本方針】 方針1：中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり 方針2：木曾川に抱かれたふるさととしての自然景観づくり 方針3：歴史や新しい文化が融合した、メリハリのある景観づくり 方針4：活気とにぎわいのある景観づくり 方針5：官民連携による景観づくり</p>
ゾーン別 景観形成の方針 （一部抜粋）	<p>景観特性を踏まえ、市域において2つの軸と5つのゾーンを設定しました。軸とゾーンについて、景観形成の方針を定め、今後の景観形成の推進の指針とします。</p> <p>■ 2つの軸と5つのゾーン</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">  </div>  </div> <p>■ 景観形成の方針</p> <p>【河川景観軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市特有の木曾川や国営木曾三川公園138タワーパークなどへの景観の保全に努めます。 ・木曾川堤防からの眺望景観の保全・形成に努めます。 <p>【住宅景観ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の代表的な産業である繊維産業に由来する、のこぎり屋根工場の保全に努め、のこぎり屋根工場が点在する地域特有のまちなみ景観を保全します。 ・市内に複数存在する緑道は、市民が身近にふれあうことのできる貴重なみどりであるため、これら緑道の適正な維持管理に努めます。 ・ゆとりある豊かな生活の維持のため、住宅地の景観を保全します。
景観重要樹木の 指定の方針	<p>■ 指定の方針</p> <p>景観重要樹木は景観法で規定された、景観計画区域[※]内の良好な景観の形成に重要な樹木を指定する制度です。樹齢等に問わず、地域の良好な景観を守るために必要という価値判断のものについて指定の方針を定めます。なお、文化財保護法の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の樹木には指定できません。</p> <p>■ 指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市指定天然記念物に指定されている樹木 ○地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木 ○市民に親しまれ公共の場所から容易に望見される樹木

8. 一宮市地域防災計画 地震災害対策計画（2023（令和5）年度修正）	
項目	内容
基本理念 （一部抜粋）	<p>【防災の基本理念】 災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるように備えなければならない。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次の通りである。</p> <p>【災害予防段階】 災害の規模によっては、ハード対策では被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</p> <p>【災害応急対策段階】 （1）発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>（2）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>【災害復旧・復興段階】 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</p>
災害予防計画 （一部抜粋）	<p>【第2節 都市の防災性の向上】</p> <p>■基本方針 地震発生時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。</p> <p>広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが予想されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。</p> <p>■防災空間の整備拡大 （1）防災対策に資する公園緑地の配置計画 ・県が策定する「愛知県広域緑地計画」及び市が策定する「緑の基本計画」において、環境保全機能、交流機能、防災機能及び景観形成機能の4つの視点に加え、総合的な検討を行い、効果的な配置計画に努める。 （緑地等の保全） ・市内に残された緑地及び農地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として、有効に機能するものである。市民の健康で安全な生活環境を確保するために良好な自然的環境を有する緑地等の保全に努める。 （都市公園の整備） ・公園は震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の拡大は都市の防災機能を強化することとなり、今後も公園整備の推進に努める。</p> <p>（2）街路等の整備 ・街路等は、震災時において避難、消防、救護活動の動脈としての役割のみならず、火災の延焼を防止するオープンスペース等多様な機能を有する。その機能を十分に発揮できるよう、今後更に都市計画道路等の整備を推進する。</p>

項目		内容						
市内の 都市公園等	種別	番号	名称	面積(m ²)	指定緊急避難場所・広域避難場所	緊急避難場所	災害対策用消防ポンプ	応急仮設住宅建設予定地
	総合公園	3321	大野極楽寺公園	384,000	○			○
	小計	1		384,000				
	運動公園	3321	光明寺公園	279,000	○			○
	小計	1		279,000				
	地区公園	3301	九品地公園	41,478		○		○
		3302	平島公園 (平島公園野球場)	39,853		○		○
		3303	奥町公園	43,849	○			○
		3304	富田山公園	93,876	○			○
	小計	4		219,056				
	近隣公園	3251	大宮公園	11,989		○	○	
		3252	稲荷公園	16,175		○		○
		3253	野黒公園	10,367		○		○
		3254	大平島公園	17,412	○			○
		3255	彦田公園	19,834	○			○
		3256	森本中央公園	14,116		○		○
		3257	三ツ井公園	12,358		○		○
		3258	多加木公園	12,706		○		○
		3259	梅ヶ枝公園	15,106		○	○	
		3260	伝法寺中央公園	12,100		○		○
		3261	五城公園	21,964	○			○
		3262	尾西公園	17,842	○			○
	小計	12		181,969				
	街区公園	3031	常念公園	993		○	○	
		3051	葵公園	1,287		○		
		3052	久古見公園	1,409		○		
		3053	橋吞公園	2,414		○	○	
		3054	上本町公園	1,293		○		
		3055	伏木公園	3,606		○		
		3056	音羽公園	7,504		○		
		3057	大乗公園	3,357		○	○	
		3058	真清公園	8,048		○		
		3059	浅野公園	9,657		○		
		3060	富古場公園	3,254		○		○
		3061	弁天公園	5,924		○		○
		3062	南山公園	4,860		○		
		3063	低見公園	1,925		○		
		3064	南木公園	2,426		○		
		3065	柳下公園	7,831		○		
		3066	堀田公園	7,921		○		○
		3067	西浅間公園	3,886		○		
		3068	浅間公園	2,900		○	○	
		3069	南大門公園	1,618		○		
		3070	王塚公園	2,085		○		
		3071	大赤見公園	2,428		○		
		3072	柿ノ木公園	1,700		○		
		3073	富士公園	2,307		○	○	
	3074	四反田公園	2,988		○			
	3075	常光公園	2,409		○			
	3076	花ノ木公園	2,368		○			
	3077	古宮公園	2,556		○			
	3078	織立公園	2,322		○			
	3079	鎌田公園	2,070		○			
	3080	むつみ公園	2,681		○			
	3081	さかえ公園	3,741		○			
	3082	中央公園	3,744		○			
	3083	みどり公園	2,421		○			
	3084	若竹公園	1,426		○			
	3085	天道公園	4,058		○			
	3086	仲畑公園	3,285		○			
	3087	元宮公園	2,466		○			
	3088	天王前公園	5,357		○			
	3089	平島西公園	2,804		○			
	3090	休郷公園	3,004		○			

項目		内容					
種別	番号	名称	面積(m ²)	指定緊急避難場所・広域避難場所	緊急避難場所	災害対策用消防ポンプ	応急仮設住宅建設予定地
	3091	六所公園	2,499		○		
	3092	北三味公園	2,131		○		
	3093	海道田公園	2,088		○		
	3094	薬師公園	2,776		○		
	3095	縁葉公園	3,597		○		
	3096	北神明公園	2,387		○		
	3097	西大海道公園	1,634		○		
	3098	古金公園	1,655		○		
	3099	秋原西出公園	3,358		○		
	3100	九日市場公園	1,543		○		
	3101	若宮公園	2,872		○		
	3102	朝宮公園	2,535		○		
	3103	大毛公園	1,429		○		
	3104	連田公園	4,987		○		
	3105	寺田公園	1,024		○		
	3106	宮崎公園	1,009		○		
	3107	天神公園	2,822		○		
	3108	吾曇公園	2,500		○		
	3109	平山公園	2,197		○		
	3110	江畔公園	4,116		○	○	○
	3111	駒寄公園	2,377		○		
	3112	稲荷山公園	2,281		○		
	3113	岩船公園	3,835		○		
	3114	河戸公園	1,852		○		
	3115	秋葉公園	2,106		○		
	3116	ひばり島公園	3,041		○		
	3117	油田公園	1,645		○		
	3118	鬼ヶ島公園	2,139		○		
	3119	前西公園	2,000		○		
	3120	東公園	2,000		○		
	3121	中道公園	3,425		○		
	3122	一色公園	2,700		○		
	3123	猿海道公園	7,000		○		○
	3124	南印田公園	3,000		○		
	3125	ひまわり公園	3,528		○		
	3126	寺跡公園	2,200		○		
	3127	西大門公園	2,000		○		
	3128	大塚史跡公園	2,000		○		
	3129	東畑公園	2,000		○		
	3130	起兎童公園	1,465		○		
	3131	小信児童公園	2,347		○		
	3132	籠屋公園	4,312		○	○	○
	3133	念佛公園	2,000		○		
	3134	明地東公園	2,451		○		
	3135	黒田公園	2,169		○		
	3136	新田公園	2,000		○		
	3137	五色町公園	1,871		○		
	3138	宝生公園	1,150		○		
	3139	本郷公園	1,700		○		
	3140	五輪ヶ淵公園	2,000		○		
	3141	佐野公園	1,459		○		
	小計	92	265,545				
特殊公園	3331	浅井山公園	35,577	○			
	3332	木曾川緑地	20,749		○		
	3341	萬葉公園	49,815	○			○
	3333	木曾川緑地公園 (玉ノ井地区)	69,915				
		木曾川緑地公園 (里小牧地区)	18,829				
	3334	木曾川尾西緑地	83,700				
	3335	木曾川沿川緑地	84,838				
	3336	青木川河川敷公園	11,892				
	小計	7	375,315				
緑道	3401	北高井緑道	900				
	3402	鉄道高架記念緑道	5,845				
	3403	毛受緑道	3,962				

市内の
都市公園等

項目		内容							
市内の 都市公園等	種別	番号	名称	面積(m ²)	指定緊急避難場所・広域避難場所	緊急避難場所	災害対策用 消防ポンプ	応急仮設住宅 建設予定地	
		3404	奥村井筋緑道	5,012					
		3405	上之島井筋緑道	2,148					
		3406	伝法寺緑道	3,221					
		3407	多加木緑道	13,447					
	小計	7		34,535					
	緑地	3411	萩原緑地	1,825		○	○		
			宮山緑地	225					
		3412	戸塚緑地	4,504		○			
		3413	第一分区園	5,963		○			
		3414	三ツ井緑地	1,477		○			
		3415	萩原南緑地	5,156		○			
		3416	猿海道調整池緑地	2,500		○			
		3417	三糸緑地	5,657		○			
		3418	大徳ふれあい池緑地	1,180					
		3419	せんい緑地	3,082		○			
		3420	鞆江緑地公園	14,092		○			
		3421	西中野排水機場緑地	5,396		○			
		3422	広口池緑地	25,232		○			
		3423	阿古井池公園	21,463		○			
	小計	14		97,752					
	国営公園			国営木曾三川公園 三派川地区センター	264,000	○			
	小計	1		264,000					
	県施設			愛知県一宮総合運動場 いちい信金スポーツセンター 一宮商業高等学校 第2運動場		○			
						○			
	市施設			尾西プール				○	
				尾西運動場		○			
				木曾川運動場		○		○	
	(都市公園に準ずる施設)								
				丹西緑地	4,409		○		
				高井緑地	140				
				河田緑地	144				
				丹羽緑地	193				
				大江川緑道	36,737				
				神山緑道	4,050				
				田所緑道	659				
				排水機場緑地	250				
				一の宮井筋緑道	50,751				
				奥村井筋緑道	109,000				
				尾西緑道	7,710				
				玉野緑地	170				
				若木緑地	301				
				山玉野緑地	450				
				尾濃緑地	972				
				新屋敷緑地	794				
			大縄場緑地	1,824					
			松枝緑地	162					
			北出緑地	111					
			西郷緑地	132					
			古川筋緑地	268					
			若草公園	294					
			西新田緑地	179					
			祖父江放水路緑地	2,590					
			玉野放水路緑地	1,692					
			北方広場	1,576					
			前並六緑地	140					
			三糸西緑地	151					
小計			225,849						

9. 一宮市農業振興地域整備計画（2025（令和7）年改定）	
項目	内容
基本理念 （一部抜粋）	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を振興する地域を明らかにし、その地域の土地利用を高めるとともに、土地基盤の整備、農地保有の合理化、農業の近代化施設の整備等を進め、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。 <p>【一宮市の現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域（7,580ha）のほぼ全域が農業振興地域※（7,449ha）に指定。 ・農業振興地域内のまとまった農地は、農用地区域※、通称「青地」（1,707ha）として保全に努めている。 ・農業振興地域整備計画の変更（農用地区域の編入・除外・用途区分の変更）は、年4回（5月・8月・11月・翌年2月）行っている。
農用地等の 保全計画	<p>【保全の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地機能、保水機能等農地の持つ多面的機能を維持し、生産性の確保と農業経営の安定を図るため、利用集積による農地の有効利用を進め、認定農業者等の担い手による経営規模拡大により、集团的優良農用地の保全に努める。 ・都市化の進展や異常気象による農地及び農業用施設などの湛水被害が近年増大していることから、排水路の改修・新設などにより、水稻その他農作物への被害の軽減を推進する。 ・老朽化対策として、土地改良施設の更新を推進する。 <p>【農用地等の保全のための活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007（平成19）年度から多面的機能支払交付金制度により、農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援しており、今後も継続する。 ・2008（平成20）年8月に開校した「はつらつ農業塾」の担い手育成コース及び生きがいコースを通して、農業従事者の高齢化と後継者不足及び担い手不足による農地の遊休化の解消に努めるとともに農業従事者を育成する。
担い手等の 育成対策	<ul style="list-style-type: none"> ・農家各々の実情に配慮した指導を行いつつ、農業の将来展望とそれを担う農業者や農業経営体への支援を強化する。 ・望ましい経営を目指す農業者に対して、JA・県等との連携を密にしながら担い手の確保・育成や農業経営改善計画の作成を積極的に支援する。

10. 一宮市総合治水計画（2013（平成25）年9月改訂）

項目	内容
<p>総合治水対策の体系</p>	<p>【河川等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：今後30年間は主に重点地区を対象、将来的には重点地区以外も対象 ■対策内容：排水施設の整備 <p>【流域対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：市域全体を対象 ■対策内容：雨水流出抑制施設の整備 無秩序な開発の抑制、農用地の保全 <p>【洪水被害軽減対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：市域全体を対象 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 30%;"> <p>総合治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■河川等対策 ■流域対策 ■浸水被害軽減対策 </div> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○排水施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・河川、水路の改修、下水道管渠（雨水）ポンプ場などの整備 ○雨水流出抑制施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水流出抑制施設※1（枝庭貯留施設、公園貯留施設等）の整備 ・一宮市雨水流出抑制基準（案）※2の施行 ・雨水貯留浸透施設設置補助制度※3の利用促進 ○無秩序な開発の抑制 ○農用地の保全 ○防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・河川等水位監視システムの利用促進 ・洪水ハザードマップの普及 ・土のう倉庫の整備（配布） ・排水機場の適切な運用 ・関係機関の連携 など </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>今後30年間は主に重点地区を対象 → 将来的には重点地区以外も対象</p> <p>市全域を対象</p> </div>
<p>総合治水計画マップ</p>	<p>図15 一宮市総合治水計画マップ</p>

本計画の構成を以下に示します。

計画の基本事項として、改定の背景や目的、第7次一宮市総合計画や愛知県広域緑地計画などにおける位置づけを整理するとともに、一宮市の緑の現況や緑に関する市民の意識、前計画の目標や施策の達成状況から、一宮市の水と緑に関する課題を整理し、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を踏まえ、計画の基本理念及び基本方針を設定します。

また、設定した基本理念及び基本方針の実現に向けた施策の設定、施策推進の効果を把握するための指標の設定を行うとともに、市民・民間事業者等・行政が一体となって緑のまちづくりを推進するための方向性を示します。

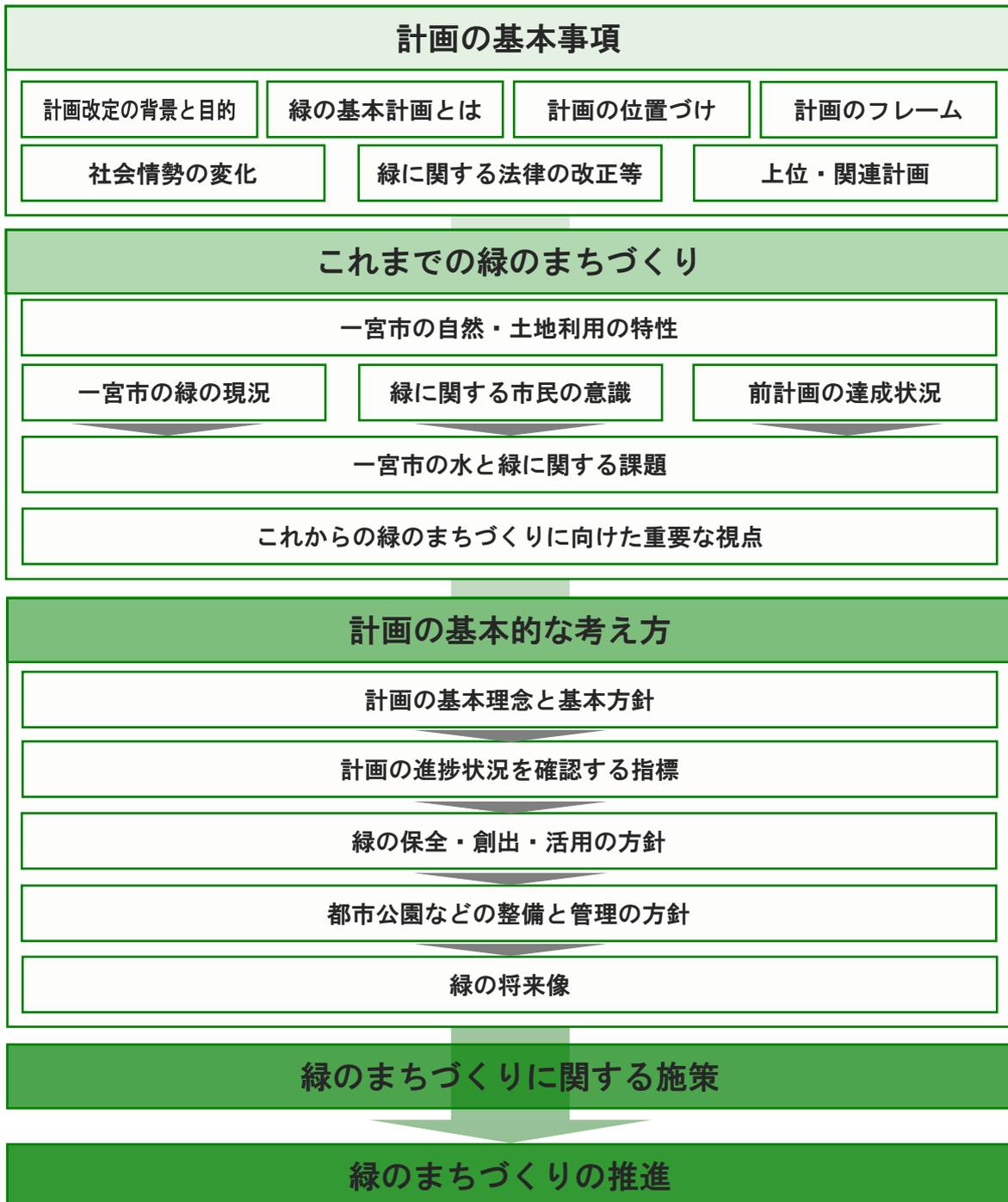


図 計画書の構成